

参議院厚生委員会會議録第一号

平成四年十二月七日(月曜日)
午前十一時四分開会

委員氏名

委員長 細谷 昭雄君
理事 尾辻 秀久君
理事 前島英三郎君
理事 菅野 壽君
理事 木庭健太郎君
理事 石井 道子君
理事 大島 慶久君
理事 大浜 方栄君
理事 木暮 山人君
理事 清水嘉与子君
理事 西田 吉宏君
理事 糸久八重子君
理事 今井 澄君
理事 日下部禮代子君
理事 栗原 君子君
理事 横尾 和伸君
理事 勝木 健司君
理事 西山登紀子君
理事 栗森 喬君

委員の異動

十月三十日
辞任 補欠選任
糸久八重子君 篠崎 年子君
十一月五日
辞任 補欠選任
篠崎 年子君 糸久八重子君
十一月十日
辞任 補欠選任
石井 道子君 南野知恵子君
西田 吉宏君 篠崎 泰昌君

十一月十一日

辞任

篠崎 泰昌君
南野知恵子君

補欠選任

西田 吉宏君
石井 道子君

出席者は左のとおり。

委員長

細谷 昭雄君

委員

尾辻 秀久君
前島英三郎君
菅野 壽君
木庭健太郎君
石井 道子君
大島 慶久君
大浜 方栄君
木暮 山人君
清水嘉与子君
糸久八重子君
今井 澄君
日下部禮代子君
栗原 君子君
横尾 和伸君
勝木 健司君
西山登紀子君
栗森 喬君

國務大臣

厚生 大臣

山下 徳夫君

政府委員

厚生省生活衛生
局水道環境部長

藤原 正弘君

事務局側

常任委員会専門
員

水野 国利君

本日の會議に付した案件

○國政調査に関する件

○社会保障制度等に関する調査
(派遣委員の報告)

○連合審査会に関する件

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案(第百二十三回国会内閣提出 第百二十五回国会衆議院送付)

○委員長(細谷昭雄君) ただいまから厚生委員会を開会いたします。

國政調査に関する件につきましてお諮りいたします。

本委員会は、今期国会におきましても、社会保障制度等に関する調査を行いたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(細谷昭雄君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(細谷昭雄君) 社会保障制度等に関する調査を議題とし、先般当委員会が行いました委員派遣につきまして、派遣委員の報告を聴取いたします。前島英三郎君。

○前島英三郎君 先般の委員派遣について御報告申し上げます。

去る九月八日から十日までの三日間、細谷委員長、尾辻、菅野、木庭の各理事、日下部、勝木、西山、栗森各委員と私、前島の九名で、秋田県及び青森県における地域医療及び高齢者、障害者の保健医療・福祉等に関する実情を調査してまいりました。

本調査団は、秋田県及び青森県より、それぞれ保健医療・福祉行政の実情についての概況説明を聴取するとともに、両県内の七つの関係諸施設を

現地視察いたしました。

まず、概況説明から両県の高齢者対策について申し上げます。

平成三年の秋田県及び青森県の高齢化率は、一六・四％及び一三・五％と、ともに全国平均二二・六％を上回っており、両県とも高齢化が顕著であり、またその要因ともなっている若年層の県外流出に伴う過疎化も同時並行的に進んでおり、高齢化対策と過疎対策が両県の最重要課題であるとのことであります。

このような状況を踏まえ、秋田県においては、在宅福祉ネットワーク活動の推進、ひとり暮らし老人のための「ふれあい安心電話システム」の設置、「老人福祉総合エリア」の建設等高齢者の福祉の充実に努め、また過疎化の問題についても、「秋田へ、あなたも、明日から」をキャッチフレーズにUターンをもじった秋田への「Aターン就職促進事業」の積極的な対策を講じてきているとのことでありました。

また、青森県におきましても、地域住民の自主的なボランティア活動の育成、高齢者の生きがいと健康づくりを推進するための「青森県長寿社会振興財団」への助成、「おおもりシニア洋上セミナー」の実施等の諸事業に努めるとともに、減少著しい県人口に歯止めをかける人口定住促進行動計画を進めているとのことでありました。

なお、両県とも高齢者を中心とする福祉サービスの担い手である保健・福祉マンパワーの養成確保が喫緊の課題であるとの指摘がありました。

続いて、障害者福祉、児童・母子対策、健康・医療対策等について説明を拝聴いたしました。また、ごみ問題が大きな課題となっており、両県とも、その対策への真剣な取り組みが必要になってきているとの報告がありましたことをつけ加えておきます。

以上、概況説明のあらましですが、終わりに向
県から我が厚生委員会に對しまして、高齢者福祉
対策の推進のための財政措置等についての要望が
ありました。これは会議録に掲載するようお願い
いたす次第であります。

次に、視察した施設について御報告いたします。

秋田県での最初の視察先の県立脳血管研究セン
ターは、昭和四十三年十二月に脳卒中対策の一環
として創設され、その基礎的、臨床的研究とあわ
せ、脳卒中の診断、治療を行っており、県内人口十
万人当たりの脳血管疾患による死者数は、昭和
四十年代の三百人弱から平成三年には百四十五人
にまで減少し、その成果は国際的にも高く評価さ
れていると聞いています。

次に、県総合保健センターは、地域保健医療従
事者の研修、健康管理情報の蓄積、県民皆検査シ
ステムの確立等のために、昭和六十一年九月に創
設され、県の委託事業として、午前中検査、午後そ
の結果について医師が説明する短期人間ドック事
業を実施し、昨年度における受診者数は九千九百
五人にもなっております。また、受診者には事後
指導のための栄養教室等を年三十回余り開催し、
県民の健康維持に大きく寄与しているとのこと
であります。

同センターと併設された県衛生科学研究所は、
明治三十五年設立の衛生試験所が母体となり、県
内公衆衛生の中核として整備された研究所であ
ります。現在進行中の主な業務は、杉花粉アレルギー、
鶏卵のサルモネラ菌汚染、ツツガムシ病等
の予防対策及び廃棄物中の有害物質の検査等であ
るとの説明がありました。

秋田県の最後の訪問先、能代山本老人福祉総合
エリアは、県南の「南部シルバエリア」に続く、
県北の老人福祉の拠点となる総合施設でありま
す。広大なエリア内には、既に医師会病院、特別養
護老人ホーム、保健センター、老人保健施設、高齢
者交流センターが配備されておりまして、この後、
在宅介護支援センターやケアつき老人マンション
の建設等も計画されているとのことであります。

県木「秋田杉」をふんだんに使った施設は温かい
雰囲気を出しておりまして、大変評判がよい
ということでありました。

次いで青森県であります。まず県精神薄弱者
総合福祉センター「なつとまり」を訪ねました。昭
和五十三年四月に設置されたこのセンターには、
更生施設、授産施設、親子指導施設、実務研修施設
の四つがあり、県内の精神薄弱者福祉の中核と
なっております。更生施設は入所者八十名の通
施設ですが、入所期間が十年を超える者が七割以
上にもなっており、入所者の高齢化が進んでいま
す。また、授産施設は入所者八十名で、農耕、園芸、
クリーニング等の作業を通し喜びと生きがいのあ
る生活を維持できるよう指導し社会復帰を目指し
ていますが、開設以来、就職による退所者はわず
か五名にとどまっているとのことであり、障害者の
社会復帰の一層の促進の必要性を実感したところ
であります。

次に視察した老人保健施設「青森ナーシングラ
イフ」は、平成元年五月に開設されたショートス
テイを含む入所定員百名、デイケア定員四十名の
施設であります。「ナーシングライフ」という二十
一世紀を先取りした施設名のもとに、入所者に対
し常に家庭の雰囲気重視しながら行事等への積極
的な参加を指導し、生きがいのある生活づくり
に努めているようでありました。入所者の平均年齢
は七十九・五歳、平均入所期間は一年五カ月と
なっており、目下の課題としては、退所後の家族
の介護負担の増大、自宅改築のための出費の困難
さ等があるとのことでありました。

最後の視察先である特別養護老人ホーム「寿幸
園」は、昭和五十一年四月に開設された施設で、デ
イサービスセンターと在宅介護支援センターを併
設しており、地域の在宅福祉サービスの拠点とし
て機能するよう期待されているとのことでありま
す。現在定員の八十八名が入所しておりますが、
入所待機者は、青森市で百七十名、県内外を含め
ると何と千人を超えるようでありました。特別養護
老人ホームの緊急整備の必要性がうかがわれたと
ころであります。

以上が調査の概要であります。今回の調査に
当たりまして特段の御配慮をいただきました秋
田、青森両県及び訪問先の諸施設の関係者の方々
に、この場をおかりし心から御礼を申し上げ、派
遣報告を終わります。

○委員長(細谷昭雄君) これをもちまして派遣委
員の報告は終了いたしました。

なお、ただいまの報告の中で要請のございました
た現地の要望につきましては、本日の会議録の末
尾に掲載することにしたと存じますが、御
異議ございませんか。

○委員長(細谷昭雄君) 御異議ないと認め、さよ
う取り計らいます。

○委員長(細谷昭雄君) 連合審査会に関する件に
つきましてお諮りいたします。

特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法
律案につきまして、商工委員会に對し連合審査会
の開催を申し入れることに御異議ございません
か。

○委員長(細谷昭雄君) 御異議ないと認め、さよ
う決定いたします。

なお、連合審査会開催の日時につきましては、
これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御
異議ございませんか。

○委員長(細谷昭雄君) 御異議ないと認め、さよ
う取り計らいます。

○委員長(細谷昭雄君) 廃棄物の処理及び清掃に
関する法律の一部を改正する法律案を議題といた
します。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。山
下厚生大臣。

○國務大臣(山下徳夫君) ただいま議題となりま

した廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を
改正する法律案について、その提案の理由及び内
容の概要を御説明申し上げます。

廃棄物の輸出入については、従来、廃棄物の処
理及び清掃に関する法律ではこれを規制する法律
の規定がなく、いわゆる行政指導により対応して
きたところでありましたが、近年、廃棄物処理施設
の不足を背景として、廃棄物を輸出したいとい
う事例が増加しているほか、廃棄物の輸入につ
いても規制を必要とする事例が見られるようになって
おり、有害か否かを問わず廃棄物の国内における
適正処理の観点から廃棄物の輸出入に関するルー
ルを確立することが緊急の課題となっております。

また、廃棄物問題や地球環境問題に対する関心
が高まる中で、我が国も有害廃棄物の国境を越え
る移動及びその処分に関し、バーゼル条約
に加入することが強く求められており、このたび、
同条約に加入するために必要な国内法として特定
有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律案を
提案したところであります。

こうした状況を踏まえ、特定有害廃棄物等の輸
出入等の規制に関する法律による措置に加え、廃
棄物全般の輸出入に必要の規制を行い、その
適正な管理の徹底を図るため、この法律案を提出
した次第であります。

次に、この法律案の主な内容について御説明申
上げます。

まず第一に、廃棄物を輸出しようとする者は、
厚生大臣の確認を受けなければならないこととし
ております。確認の要件としては、本邦における
設備及び技術に照らし本邦において適正に処理す
ることが困難であると認められること、本邦の処
理基準を下回らない方法により処理されることが
確実であると認められること等でありました。

次に、廃棄物を輸入しようとする者は、厚生大
臣の許可を受けなければならないこととしており
ます。許可の要件は、本邦における設備及び技術
に照らし本邦において適正に処理されたと認めら

れること等であります。なお、輸入された廃棄物は産業廃棄物とし、廃棄物を輸入する者は輸入した廃棄物をみずからの責任において適正に処理しなければならないこととしております。

このほか、報告徴収、立入検査、罰則等について所要の規定を整備することとしております。

なお、この法律の施行期日は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内で政令で定める日としております。

以上がこの法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(細谷昭雄君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ります。

本日はこれにて散会いたします。

午前十一時十六分散会

(参照)

要望書

平成四年九月八日

参議院厚生委員長 細谷昭雄様

秋田県知事 佐々木喜久治

一 出生率向上のための総合的施策の積極的展開について

最近における出生率の低下は、人口の構造的な高齢化を招き、長期的には年金をはじめとする社会保障に係る負担の増大や、労働力人口の減少による生産活動の停滞などにより経済社会全体の活力を低下させることが予想される。

さらに、少子化は次代を担う子ども自身の成長にとっても兄弟や友人と接する機会が少なくなり、社会性の欠如や、活動力の低下を招くことなどが懸念されている。

このため本県では、平成三年度に第三子以降に対する保育料等の免除制度と奨学制度のための基金を創設するなど、すこやかに生み育てる環境づく

りを積極的に推進しているところである。

こうしたことから、国においても、児童の健全育成のための環境づくりの施策を拡充強化するとともに、地方公共団体が行っている施策の支援を含め、保育料等の減免などに対する助成、児童手当制度の拡充、事業所保育に対する補助制度の確立、周産期医療体制の充実など、総合的な出生率向上対策を積極的に講じられるよう要望する。

二 高齢者保健福祉対策の推進について
本県における人口の高齢化は、全国を上回るテンポで進んでおり二十一世紀初頭には、四人に一人が高齢者になるものと予想されております。

こうしたなかで、「豊かで活力ある長寿社会」を構築するため、本県では、保健・医療・福祉の連携のもとに、マンパワー確保対策をはじめとして在宅福祉の充実、老人福祉総合エリアの整備など、各般にわたる施策を積極的に展開しているところである。

国では、平成元年十二月、「高齢者保健福祉推進十カ年戦略」を策定するとともに、平成二年六月には、老人福祉法等を改正し、福祉サービスにおける国、県、市町村の役割の見直しを図ったところである。

地方公共団体がこれらを踏まえながら高齢者保健福祉対策を推進するためには、在宅福祉サービスの充実、特別養護老人ホーム等の施設整備など大幅な財政支出が必要となる。

国においても、高齢者保健福祉対策の推進のため次の事項について万全の支援措置を講じられるよう要望する。

(1) 地方財政の負担軽減
高齢者保健福祉対策の推進及び老人福祉法等の改正に伴う地方財政の負担軽減を図るため、高齢化対策関連事業に関する国庫補助基準額、国庫補助率等を改善するとともに、地方交付税の増額並びに起債制度の充実を図ること。

特に、措置移譲に伴う財政負担について、全額補填すること。

(2) 老人福祉施設及び老人保健施設整備の拡充

高齢化の進行に伴い、在宅で介護を受けることが困難な者や、長期入院患者が増加傾向にあることから、特別養護老人ホーム等老人福祉施設及び老人保健施設の積極的な整備促進を図ること。

(3) 保健福祉マンパワー確保対策の充実
今後ますます介護を必要とする高齢者の増加が見込まれる中で、保健福祉サービスの担い手となる、ホームヘルパー、保健・老人福祉施設職員等の質的・量的確保を図るため、給与等の待遇改善の措置を含めた総合的な対策を講じること。

三 看護職員確保対策について
医療技術の高度化、専門化、週休二日制等勤務条件の改善、高齢化の進行に伴い看護職員の需要が増加してきており、地域保健医療の安定のため、看護職員の確保対策が大きな課題となっている。

このため、本県では、看護婦等養成所の教育内容の向上を図るため、国庫補助のほか、県単独補助事業として運営費に対して補助しているが、未だにその運営状況は厳しいものがある。

また、看護職員の定着及び潜在看護職員の就業の促進を図る病院内保育事業の運営費に対する国庫補助基準額が低額なため、設置者の負担が大きくなり、保育時間の延長等が困難な状況になっている。

看護職員確保対策として、看護婦等養成所や看護職員のための保育施設の果たす役割は、今後ますます重要となることから、国においても看護婦等養成所運営費補助事業並びに看護婦確保事業の充実を図られるよう要望する。

四 簡易水道に係る国庫補助金の増額について
水道は、豊かで快適な生活を維持するとともに、社会経済の発展に重要な役割を果たす基盤施設である。

本県は、良好な水質の地下水や湧水等に恵まれた地域が多いため、水道の普及率は八二・八％と全国平均九四・七％を下回っている。

また、山地、盆地が多く山間集落が数多く存在

するため、水道施設の整備は簡易水道が中心であるが、簡易水道に係る国庫補助金は市町村の要望額を大幅に下回っている。

このため、計画完成年度の遅れが懸念されるので、簡易水道に係る国庫補助金の大幅な増額を要望する。

五 廃棄物処理施設整備の推進について
近年、ごみの排出量が増大するとともに、質的にも多様化していることから、その適正な処理がますます困難になってきており、廃棄物処理施設の新たな整備が必要になるとともに、現在稼働している施設についても老朽化による更新を要する施設が多く、市町村の財政負担は大きくなっている。

また、産業廃棄物の公共関係事業については、本県でも積極的に取り組んでいるが、施設整備の財源確保に苦慮している状況にある。

ついては、次の事項についても特段のご配慮をお願いする。

(1) 一般廃棄物処理施設の整備を促進するため、更新・新規に係る関係予算を大幅に増額するとともに、地方交付税措置の充実を図ること。

(2) 公共が関与している産業廃棄物処理施設の整備に関する国庫補助制度を確立し、財政負担の軽減を図ること。

要望書

平成四年九月九日

青森県

参議院厚生委員長 細谷昭雄様

青森県知事 北村 正哉

一 社会福祉関係
高齢化対策の推進に係る財政措置について
本県では、急速に人口の高齢化が進む中で、豊かで住みよい活力のある地域社会を形成するため、高齢化対策の総合的推進が県政の重要な課題

となっております。

国においては、平成元年十二月に「高齢者保健福祉推進十か年戦略」を策定し、在宅福祉サービスの積極的推進を図るとともに、平成二年六月には老人福祉法等の一部を改正し、高齢化対策の推進に係る国、県及び市町村間の役割等を抜本的に見直したところであります。

今後、地方公共団体が、これらをも踏まえながら高齢化対策の拡充強化を図っていくには、福祉マンパワーの質的・量的確保と大幅な財政支出が必要となっております。

特に、町村においては老人福祉法等の改正に伴い、平成五年四月から特別養護老人ホームへの入所措置権等が移譲されることから、実施体制の確保及び財政負担の軽減を図ることが緊急の課題となつております。

このことから、国において、地方交付税の増額並びに起債制度等財政措置について万全の支援措置が講じられるよう要望申し上げる次第であります。

二 生活衛生関係

廃棄物処理施設整備事業に係る予算確保について

本県における廃棄物処理施設は老朽化が進み、緊急に施設の更新及び新設整備が必要となつており、平成五年度には新規要望として四施設の新設整備が予定されているところでありますが、廃棄物処理施設整備は全国的に新設・更新要望が多いため、要望どおりの事業量確保が難しい状況にあると聞いております。

このため、廃棄物処理施設整備事業について、市町村が要望する事業量の確保について格別のお力添えをお願い申し上げます。

なお、国では平成四年度限りの措置として、四年度新規事業を市町村が補助制度に依らない地方単独事業として実施する場合、同程度の地方負担となるように交付税等で措置する特別の施策を講ずることとしたしました。

このことは、工期の延長等に苦慮していた本県

市町村にとって朗報と迎え入れられたところでありますが、五年度以降については補助事業本来の趣旨に則り、市町村の計画どおり施設整備が行われるよう予算の確保について特段のお力添えを重ねてお願い申し上げます。

十一月十三日本委員会に左の案件が付託された。

一、より安全な水道水の水質基準見直しに関する請願（第一五五号）（第一八号）（第二二一五号）

一、より安全な水道水の水質基準見直しに関する請願（第二九号）

一、脳死・臓器移植の法制化の早期確立に関する請願（第四四号）

一、肢体障害者が豊かな生活を送ることができ、所得保障の充実に関する請願（第四五五号）

一、シベリア抑留死没者に関する請願（第四七五号）（第五五五号）

第一五五号 平成四年十一月二日受理

より安全な水道水の水質基準見直しに関する請願

請願者 東京都国分寺市南町三ノ二六ノ二

五 影山昭夫 外二百名

紹介議員 清水嘉子君

今、地球環境は危機的な状況にある。人間がつくり出した様々な化学物質により、環境破壊は地球規模で広がり、フロンガスによるオゾン層の破壊、地球温暖化、砂漠化の進行を始め、水、土、大気の汚染は自然の生態系に深刻な影響を与えている。取り分け水の汚染は、河川、湖沼、海域まで及び、水棲（せい）生物の自然サイクルを破壊するばかりでなく、私たちの命の源である飲料水に深刻な事態を引き起こしている。厚生省は水質基準の見直し作業に三年前から着手し、この秋にも生活環境審議会の答申を受け改定しようとしている。

ついで、十三年振りの水質基準の見直しに当たり、より安心できる水質を確保していくため、次

の事項について実現を図りたい。

一、発癌（がん）性のあるトリクロロエチレンなどのハイトク汚染物質や、トリハロメタン、農薬についての基準を強化、拡充すること。

二、放射能、アスベストの基準値を設定すること。

三、合成洗剤の主成分の非イオン界面活性剤、蛍光増白剤の水質基準を設定するとともに、陰イオン界面活性剤の水質基準を強化すること。

四、マンガンの基準は赤水発生のおそれのない基準値に強化すること。

五、消毒に使われる残留塩素の基準については、上限の定めがないので上限値を設けること。

六、水質基準を、最大汚染許容濃度の「規制値」と十分な安全性をもつて設定された理想的な値の「目標値」とすること。特に、発癌性物質の目標値はゼロとすること。

七、各物質の基準値の根拠を公表すること。

八、水質基準の見直し期間を三年以内とするにと。

九、水道事業体の水に関する情報を、公開するよう指導を強めること。

第一八号 平成四年十一月四日受理

より安全な水道水の水質基準見直しに関する請願

請願者 埼玉県春日部市備後東二ノ一二ノ

八 山腰修蔵 外三百八十一名

紹介議員 今井 澄君

この請願の趣旨は、第一五五号と同じである。

第二二一五号 平成四年十一月四日受理

より安全な水道水の水質基準見直しに関する請願

請願者 埼玉県鶴ヶ島市大字下新田二ノ

一三 西沢義和 外三百四十四名

紹介議員 栗原 君子君

この請願の趣旨は、第一五五号と同じである。

第二八号 平成四年十一月四日受理

シベリア抑留死没者に関する請願

請願者 徳島市北田宮二ノ四ノ二〇 山中 泰臣 外二百五十四名

紹介議員 乾 晴美君

一、政府自ら乗り出し、現地人の協力を得て、前ゴルバチョフ大統領との基本協定の実施を進めること。

二、調査結果の判明した所から、墓参団を派遣すること。

三、遺族の墓参には三分の一の旅費支給とあるが、増額を考慮すること。

四、ロシア政府の協力を得て、ナホトカに望郷鎮魂の碑を建立すること。

第二九号 平成四年十一月四日受理

より安全な水道水の水質基準見直しに関する請願

請願者 東京都中野区野方四ノ四一ノ一〇

ノ一ノA 鳴原誠司 外五百三十名

紹介議員 細谷 昭雄君

この請願の趣旨は、第一五五号と同じである。

第四四号 平成四年十一月五日受理

脳死・臓器移植の法制化の早期確立に関する請願

請願者 石川県金沢市本町二ノ五ノ六 浅井米三 外四百二十五名

紹介議員 沓掛 哲男君

医療の一環としての臓器移植は、欧米を中心にアジア諸国においても盛んに行われており、一般的治療となっている。しかし、我が国の現状は、腎（じん）臓及び角膜については立法化がなされているが、腎臓移植の大部分は生体腎移植であり、死体からの腎臓移植は欧米に比べて極端に少なく、他の臓器の移植についてはほとんど行われていない。心臓、肝臓、脾（すい）臓、肺臓等の移植は、医学的に身体に血液が循環している状態、すなわち、脳死状態での臓器摘出が必須条件とされている。我が国においては、脳死臨調が脳死を人の死

と認める最終答申を出しているにもかかわらず、いまだに脳死者からの移植は実行されていない。このような移植が我が国でも、一日も早く実施できるよう、法制化を強く求める。ついで、次の事項について実現を図らねばならない。

一、脳死を人の死と認める法律の制定を進めること。

二、臓器移植のための法律の制定を進めること。

三、臓器移植に当たっては、脳死者の遺族の意志を認め、臓器摘出できることとする。

第四五号 平成四年十一月五日受理

肢体障害者が豊かな生活を送ることができる所得保障の充実に関する請願

請願者 埼玉県野市上落合九七八ノ二ノ
三〇二 新井真一 外五十名

紹介議員 前島英三郎君

現在の障害基礎年金の金額では、一人の人間が独立して生活していくには不十分な金額と言わざるを得ない。私たちは真の意味での所得保障が、一日も早く確立することを強く望んでいる。国連の「障害者の権利宣言」には「障害者は同年令の市民と同等の生活を営む権利を有する」と明確にうたっている。ついで、この理念に基づき、早急に次の事項について実現を図らねばならない。

一、無年金障害者の救済措置を早急に講ずること。

二、障害基礎年金を大幅に引き上げ、対象者を拡大すること。

三、障害者本人及び家族の所得制限を撤廃すること。

四、「子の加算」を受給権取得日以後に生まれた子も対象とすること。

五、若齢高齢年金制度を復活すること。

六、特別障害者手当、経過的福祉手当の支給対象者の範囲を拡大し、入院・入所の支給制限を廃止すること。

七、障害基礎年金と児童扶養手当との併給を認

めること。

八、厚生年金の掛け金が掛け捨てにならないよう何らかの措置を講ずること。

九、厚生年金の障害年金における前発障害を差引く制度を撤廃すること。

第四七号 平成四年十一月五日受理

シベリア抑留死没者に関する請願

請願者 徳島市佐古五番町六ノ一九 小林
嘉吉 外二百三十三名

紹介議員 井上 章平君

この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第五五号 平成四年十一月五日受理

シベリア抑留死没者に関する請願

請願者 徳島市住吉一ノ五ノ一七 天野節
外三百六十四名

紹介議員 松浦 孝治君

この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

十一月二十日日本委員会に左の案件が付託された。

一、より安全な水道水の水質基準見直しに関する請願(第六五号)

一、高齢化社会の看護、介護分野での「家政婦」及び看護婦・家政婦紹介所の積極的活用に関する請願(第一〇三号)

一、より安全な水道水の水質基準見直しに関する請願(第一一七号)(第一二五号)

一、すべての障害者の基本的人権の保障に関する請願(第一四七号)(第一四六号)(第一四七号)(第一四八号)(第一四九号)(第一五〇号)(第一五一号)(第一五二号)(第一五三号)(第一五四号)(第一五五号)

一、小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願(第一六七号)

一、医療制度の対策と改善に関する請願(第一六九号)

一、介助用ホイス・水平トランスファの支給

基準緩和に関する請願(第一七〇号)

一、身体障害者への移動電話等の貸与に関する請願(第一七三号)

一、重度障害者の高齢化対策としての養護保護施設の設置に関する請願(第一七五号)

一、脊(せき)髄神経治療の研究開発促進に関する請願(第一七六号)

一、重度障害者の所得保障の充実のための障害基礎年金の増額に関する請願(第一七八号)

一、在宅障害者の介護体制確立に関する請願(第一七九号)

一、電動車いすの支給基準緩和に関する請願(第一八〇号)

一、無年金障害者の救済制度の早期実現に関する請願(第一八一号)

一、小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願(第一八六号)(第一八七号)(第一八八号)(第一八九号)(第一九〇号)(第一九一号)(第一九二号)(第一九三号)(第一九四号)(第一九五号)(第一九六号)(第一九七号)(第一九八号)(第一九九号)(第二〇〇号)(第二〇一号)(第二〇二号)(第二〇三号)(第二〇四号)(第二〇五号)(第二〇六号)(第二〇七号)(第二〇八号)(第二〇九号)(第二一〇号)(第二一一号)(第二一二号)(第二一三号)(第二一四号)(第二一五号)

第六五号 平成四年十一月六日受理

より安全な水道水の水質基準見直しに関する請願

請願者 埼玉県川越市岸町一ノ三〇ノ五〇
斎藤祥一 外二百四名

紹介議員 日下部禮代子君

この請願の趣旨は、第一五号と同じである。

第一〇三号 平成四年十一月九日受理

高齢化社会の看護、介護分野での「家政婦」及び看護婦・家政婦紹介所の積極的活用に関する請願

請願者 千葉県船橋市飯山満町三ノ一、七
〇四ノ一 馬場てる子 外二十

九名

紹介議員 井上 裕君

我が国社会の急速な高齢化が進展する中で、老人看護・介護体制の整備と在宅ケアを含むそのマンパワーの確保が最大の課題となっている。ついで

は、次の事項について実現を図らねばならない。

一、看護婦等の不足する中で、一般病院の基準看護病院化が進められているため、「家族の付添い」が要求されつつあり、その家族は看護に要する時間確保等のため、極めて困難にしているところである。一方、社会一般に普遍化しているニーズの多様性は医療分野にも広がり、このため厚生省においてもデラックスな個室等、差額ベッドを積極的に容認することとしてきている。したがって、本来、病院の責任において完全看護を行うことを目的とする基準看護病院においても、患者又は家族の希望により、看護補助者あるいは介護者としての専門家である「家政婦」を、家族の代行者としての付添い者として積極的に認めること。

二、老人病院にも入院医療管理料についての定額制の導入、すなわち基準看護化が図られ、老人介護に従事していた多くの看護補助者等が老人病院から排除されることになり、老人病院におけるきめ細かな老人介護の確保が憂慮されているところである。したがって、介護マンパワーの絶対的人手不足状況下において、安定的な介護者の確保を図る観点から、現在看護補助者として付添いに従事する家政婦を病院雇用のヘルパーとして活用すること方を検討すること。具体的には、紹介所を利用した病院のヘルパー雇用を確立するための民営職業紹介制度を改善すること。

また、老人病院において、患者又は家族の希望により、その負担による看護補助者の付添い制度を認めること。

三、今後の老人介護における在宅ケアの必要性が叫ばれ、厚生省においては、ゴールドプランにおいて市町村の公的ヘルパーを十万人確保することとしているところである。しかし、この公的ホームヘルパー事業を市町村において、その一部を民間に委託することが可能と

されたが、その対象は、いまだ数的にも少なく全国的ネットワークも確立されていないシルバーサービス振興会に加入する企業に限られ、十六万人の対象者を擁し、全国に二百箇所のネットワークを形成している我々看護婦・家政婦紹介所はその対象とされていない。これはどのような理由で排除されるのか理解に苦しむので、検討・説明し、問題を解決すること。また、在宅で医療行為の一環として行う介護については、その費用が所得税の医療費控除の対象として認められているところであるが、これもその対象がシルバーサービス振興会に加入する企業の介護を受けたものに限られ、紹介所に所属する看護婦及び看護補助者並びに家政婦からのものはその対象とされていない。サービスの提供者により差別し公平制を全く失うこの制度は、法の下に平等であると定められた憲法の趣旨に全く反するものであるので、検討・説明し、問題を解決すること。

第二二五号 平成四年十一月十日受理
より安全な水道水の水質基準見直しに関する請願
請願者 埼玉県川口市前川四ノ一七ノ二 市川弘 外五百八十九名
紹介議員 前島英三郎君
この請願の趣旨は、第一五号と同じである。

四、本格的な高齢化を迎えて、老人等の看護・介護体制の確立が国民的課題とされながら、現実においては多くの矛盾が生じ、それが老人及びその家族に生かされていく。これは、基本的には厚生・労働両省間の看護・介護問題についての認識のずれと連携の不十分さから生じているものである。両省間において現実を直視した問題意識の下に、速やかな政策調整を行い、健康で安全な老後を生きたいという国民の要望にこたえること。

第四五号 平成四年十一月十一日受理
すべての障害者の基本的な人権の保障に関する請願
請願者 大阪府富田林市津々山三ノ八ノ一七 松浦弘 外千五百名
紹介議員 市川 正一君
国連が、世界各国政府に呼び掛けた「国連・障害者の十年」も今年、最終年を迎えた。政府においては、「障害者対策に関する長期計画」等の策定とその推進を図り、障害者に対する施策の充実を進めてきた。この十年を振り返ると、障害基礎年金制度や小規模作業所への補助金制度の創設、また内部障害者・精神薄弱者に対する交通運賃割引制度の適用など、いくつもの制度が新設・拡充され、過去の十年とも比較できないほどの施策の改善が進められた。こうした制度は、障害者の「自立」にとってなくてはならないものばかりであり、今後更に拡充されることはもちろん、障害者が一人の人間として平等に生活できることを基本に、法・制度の見直しが一層進められることも、多くの障害者・家族の切実な願いとなっている。このことは、国連の障害者に関する諸決議を我が国の障害者施策の上で具体化することであり、またアメリカ障害者法の制定など今日の国際的な流れとも言える。については、「国連・障害者の十年」最終年に当たり、障害者・家族が安心して生活できるよう、次の事項について実現を図りたい。

三、障害者が一人の人間として平等に生活できるように、必要な対策を講ずること。そのために、次のことを早急に検討し具体化すること。

- 1 障害者の自立を促進するために、労働、年金、医療、介護、移動、住宅の保障及び緊急時対策などを拡充すること。また各制度において、障害者の範囲の拡大、認定基準の改善を進めること。
- 2 親・家族の負担を軽減すること。取り分け障害者自身が制度を利用する際の家族負担（徴収制度）を早急になくすること。
- 3 障害者が住み慣れた地域の中で生活できるように在宅・施設対策など必要な対策を講ずること。その際、身近な行政となる市町村に対し、十分な財源を保障するとともに、障害者が安心して介護・援助が受けられるよう自治体・施設職員など福祉職員の確保・待遇改善などを進めること。
- 4 障害者問題の正しい理解を広めるための取組を進めること。

第一四九号 平成四年十一月十一日受理
すべての障害者の基本的な人権の保障に関する請願
請願者 札幌市西区福井四ノ一〇 中川直昭 外千五百名
紹介議員 高崎 裕子君
この請願の趣旨は、第一四五号と同じである。

第一一七号 平成四年十一月十日受理
より安全な水道水の水質基準見直しに関する請願
請願者 東京都中野区江古田一ノ三ノ二〇 野方住宅二ノ三〇二 小野隆司 外六百八十名
紹介議員 菅野 壽君
この請願の趣旨は、第一五号と同じである。

第一四六号 平成四年十一月十一日受理
すべての障害者の基本的な人権の保障に関する請願
請願者 東京都世田谷区粕谷二ノ六ノ一五 野島幹夫 外千五百名
紹介議員 上田耕一郎君
この請願の趣旨は、第一四五号と同じである。

第一四八号 平成四年十一月十一日受理
すべての障害者の基本的な人権の保障に関する請願
請願者 佐賀県唐津市西寺町一、三八九 吉田聡 外千五百名
紹介議員 有働 正治君
この請願の趣旨は、第一四五号と同じである。

第一五〇号 平成四年十一月十一日受理
すべての障害者の基本的な人権の保障に関する請願
請願者 山形市飯田二ノ一三ノ五 樋口静恵 外千五百名
紹介議員 立木 洋君
この請願の趣旨は、第一四五号と同じである。

第一四七号 平成四年十一月十一日受理
すべての障害者の基本的な人権の保障に関する請願
請願者 佐賀県唐津市西寺町一、三八九 吉田聡 外千五百名
紹介議員 有働 正治君
この請願の趣旨は、第一四五号と同じである。

第一五二号 平成四年十一月十一日受理
すべての障害者の基本的な人権の保障に関する請願
請願者 大阪市住吉区長居東三ノ九ノ五ノ三〇一 越川和枝 外千五百名
紹介議員 橋本 敦君
この請願の趣旨は、第一四五号と同じである。

第一五三号 平成四年十一月十一日受理
すべての障害者の基本的な人権の保障に関する請願
請願者 広島県豊田郡安芸津町一、五二九ノ五 風呂本修 外千五百名
紹介議員 林 紀子君
この請願の趣旨は、第一四五号と同じである。

第一五五号 平成四年十一月十一日受理
すべての障害者の基本的な人権の保障に関する請願
請願者 山形市飯田二ノ一三ノ五 樋口静恵 外千五百名
紹介議員 立木 洋君
この請願の趣旨は、第一四五号と同じである。

第一四八号 平成四年十一月十一日受理
すべての障害者の基本的な人権の保障に関する請願
請願者 山形市飯田二ノ一三ノ五 樋口静恵 外千五百名
紹介議員 立木 洋君
この請願の趣旨は、第一四五号と同じである。

第一五〇号 平成四年十一月十一日受理
すべての障害者の基本的な人権の保障に関する請願
請願者 山形市飯田二ノ一三ノ五 樋口静恵 外千五百名
紹介議員 立木 洋君
この請願の趣旨は、第一四五号と同じである。

第一五二号 平成四年十一月十一日受理
すべての障害者の基本的な人権の保障に関する請願
請願者 大阪市住吉区長居東三ノ九ノ五ノ三〇一 越川和枝 外千五百名
紹介議員 橋本 敦君
この請願の趣旨は、第一四五号と同じである。

第一五三号 平成四年十一月十一日受理
すべての障害者の基本的な人権の保障に関する請願
請願者 広島県豊田郡安芸津町一、五二九ノ五 風呂本修 外千五百名
紹介議員 林 紀子君
この請願の趣旨は、第一四五号と同じである。

第一五四号 平成四年十一月十一日受理
すべての障害者の基本的人権の保障に関する請願
請願者 名古屋市昭和区広路町梅園五一ノ
一ノ一ノ一八 二村弘喜 外千五
百名

紹介議員 吉岡 吉典君

この請願の趣旨は、第一四五号と同じである。

第一五五号 平成四年十一月十一日受理

すべての障害者の基本的人権の保障に関する請願
請願者 千葉市花見川区花見川一ノ七ノ一
〇一 永瀬清二 外千五百名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第一四五号と同じである。

第一六七号 平成四年十一月十一日受理

小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願
請願者 大阪府松原市岡四ノ一ノ八 賀
内隆 外二万名

紹介議員 今井 澄君

障害者のための小規模作業所は、依然かなりの勢いで増え続けている。その数は、都道府県、政令指定都市に上る補助金交付の対象となつていて、ところどころでも平成三年八月現在二千七百九十六箇所及び、実際には三千箇所を上回っている状況にある。昭和五十六年(国際障害者年)十月に行われた厚生省調査で、六百三十八箇所存在していることが明らかにされたが、この十年間でおおよそ五倍にも増えたことになる。これら小規模作業所は、約五万人(一箇所平均在籍者数約十五人)が利用し、障害児学校卒業生や医療機関を退院した精神障害者、脳血管障害・交通事故等による中途障害者等にとって、地域における現実的な働く場、そして社会参加を実現していくための社会資源として重要な位置を占めつつある。しかし、法定外事業であることからくる限界は明白であり、資金難を中心とする多くの困難を抱えている。スペースの狭さや設備の貧弱さ、少ない職員数(一箇所平均二・

六人)、また常識を逸脱するような職員の劣悪な労働条件、いずれを取ってみても深刻かつ切迫した事態にある。これほどまでに小規模作業所が増える最大の要因は、成人期障害者対策の立ち後れにあり、特に社会福祉分野や職業リハビリテーション分野に関する施設体系の不備が挙げられる。さらに施設数の圧倒的不足、地域偏在問題の深刻さに追い打ちをかけている。厚生省においては、小規模作業所対策として、その一部平成三年度八百五十八箇所)に年額九十万円を交付しているが、焼け石に水の感がある。本年は、「国連・障害者の十年」の最終年に当たる。小規模作業所の激増現象は、我が国における障害者対策の矛盾のシンボルでもあり、最終年に際し、優先的な課題として取り組むべきである。このままでは、四千箇所あるいは五千箇所に達するのにも遠い日ではない。ついで、一刻も早く抜本的な解決に向け、次の措置を採らねばならない。

一、「国連・障害者の十年」の最終年に当たり、政府が定めた長期計画に照らし、我が国の障害者対策の現状を総点検し、第二期長期計画を早急に策定すること。

二、小規模障害者作業所に対する国庫補助制度については、補助額並びに交付方式を抜本的に改め、一定の要件を満たしたすべての作業所を対象とすること。

三、現行施設制度を見直し、重度・重複障害者等を対象とした本格的な通所型施設制度を創設し、これを飛躍的に拡充すること。

四、障害者の地域における自立生活をより充実させていくために、グループホームを含めた住居対策並びに手厚い介護・介助体制を中心とする総合的な援助システムを早急に確立すること。

第一六九号 平成四年十一月十一日受理

医療制度の対策と改善に関する請願
請願者 山口県光市島田三ノ三ノ八 笠井
弥太郎 外八名

紹介議員 二本 秀夫君

私たち若(せき) 髄損傷者は、社会復帰に対し高度の機能回復と生活技術訓練が必要であり、また、重度の頸(けい) 髄損傷には特別な介護態勢と更に濃密な訓練が求められている。ところが現行の診療報酬を定めた制度によると、長期入院患者は医療機関の経営を圧迫することになり、長期のリハビリ期間を必要とする脊髄損傷患者は、完全な訓練を受けられないまま退院を強いられ、社会復帰の道を閉ざされることになる。ついで、実質的リハビリが完成できるよう対策と制度の改善のため、次の事項について実現を図りたい。

一、脊髄損傷者の療養に際しては、長期入院が医療機関の経営を圧迫しないよう診療報酬を改めるよう特別の法律を立案すること。

第一七〇号 平成四年十一月十一日受理

介助用ホイスト・水平トランスファの支給基準緩和に関する請願
請願者 山口県光市島田三ノ三ノ八 笠井
弥太郎 外八名

紹介議員 二本 秀夫君

頸(けい) 髄損傷などによる四肢麻痺(ひ)者は、屋内の移動が非常に困難である。例えば、車いすからベッド、浴槽へ、便器へと数えればたくさんある。せめて家の中の移動に限り自力で行うことができる。また、衣類の着脱等にも利用できる。その支給を求め、一方、介助用ホイストは、腰の病氣(腰痛やぎっくり腰)等になりやすく、高齢の場合には介護がきつい介護者の負担を軽くすることができ、遠慮がちなたり、顔色を見て頼んでいた頸髄損傷者の精神的負担も軽くなる。介助用ホイストの支給を求める。ついで、次の事項について実現を図りたい。

一、身体障害者福祉法に規定する、頸髄損傷などによる四肢麻痺者に対する、水平トランスファや、介助用ホイストの支給又は設置基準

を緩和すること。

二、頸髄損傷などによる四肢麻痺者に対して、水平トランスファや介助用ホイストを国から支給するよう法律に規定すること。

第一七三号 平成四年十一月十一日受理

身体障害者への移動電話等の貸与に関する請願
請願者 山口県光市島田三ノ三ノ八 笠井
弥太郎 外八名

紹介議員 二本 秀夫君

身体障害者の社会参加の道は現在広く開かれ、それに付随して自動車等により広範囲の移動が常識になっているが、外出時の電話通信について、重度の下肢障害者は、公衆電話の利用には大変な不便を伴っており、それを軽減する携帯電話は、便利で不可欠のものである。現在、我が国の電話事業は、経済的負担の上から見ると身体障害者への福祉的配慮は極めて薄く、電話という文明の利器が社会的弱者に十分活用されていくとは言えない。電話架設時に債券購入など不要であり、福祉機器として肢体障害者へ無料貸出しをしている福祉団体に見習い、社会的弱者が負っている不利を解消するために「携帯電話」を安価に、そして十分活用できる方策を国が推進すべきである。ついで、次の事項について実現を図りたい。

一、移動に障害を持つ人々に対し、それぞれが使用できる装置を備えた「携帯電話」を無料で貸与すること。また、その使用料金は、利用者が負担できる範囲の額に軽減すること。

第一七五号 平成四年十一月十一日受理

重度障害者の高齢化対策としての養護施設設置に関する請願
請願者 山口県光市島田三ノ三ノ八 笠井
弥太郎 外八名

紹介議員 二本 秀夫君

近年の医学の進歩は目覚ましく、頸椎(けいつい)や胸椎を損傷した脊(せき) 髄損傷者を含む重度障害者も、生命が保たれ、長寿社会の一員とし

て生活できるようになった。しかしながら、現在は在宅で家族などの介護を受けている重度障害者も、その配偶者等も同時に高齢化することから、やがては体力の衰えや疲労の蓄積等により十分な介護ができなくなり、言わば共倒れになる深刻な事態に立ち至ることは目に見えている。さらに、高齢化した重度障害者及び最重度の障害者には、医師と看護婦による専門的な介護及び常時介護が必要であるため、安心して生活できる施設を見つけることは著しく困難である。このようなケースに対処するため、高齢化した重度障害者及び最重度の障害者が安心して生活できる養護施設、高齡化した重度障害者あるいは最重度障害者が一定期間を過ごし療養することのできる「高度の医療機能を兼ね備えた養護施設」を建設し、運営するよう求める。については、次の事項について実現を図らねばならない。

一、各都道府県単位に重度障害者と家族のための、次の条件を満たした養護施設を建設し、運営すること。

- 1 医師並びに看護婦が常駐し、入居障害者の健康に留意すること。
 - 2 重度障害者と家族が同居して療養と生活が営めること。
 - 3 在宅の重度障害者が一定期間入居することのできること。
- 二、その養護施設への入居に際しての必要な費用は、国が負担するよう法律に明記すること。

第一七六号 平成四年十一月十一日受理
請願者 山口県光市島田三ノ三ノ八 笠井 弥太郎 外八名
紹介議員 二木 秀夫君

労働災害、疾病あるいは事故により頸椎（けいつい）や胸腰椎を損傷した脊（せき）髄損傷者の総数は全国に約六万人と言われている。このような脊髄損傷による重度障害者は、単に手足の麻痺（ひ）

だけでなく、褥瘡（じよくそう）から排尿困難や失禁及び排便困難を始め、神経麻痺から派生する種々の症状に苦しんでいる。また、これらの症状より腎臓や心臓に異状を来し、あるいは薬剤の副作用等により死期を早めるのではないかと不安な毎日を送っている。脊髄の治療が可能となり、わずかも機能回復すればその効果は絶大であり、日常生活の向上はもとより、社会参加が可能になり、障害者の就労も更に広範なものとなる。各研究機関が予算不足で研究を中断することのないよう、また、政府がイニシアティブを取り脊髄神経の治療に関する研究活動を更に促進するよう、予算的裏付けのある立法化を求める。については、次の事項について実現を図らねばならない。

一、脊髄神経治療の研究にかかわっている各機関への十分な予算提供を立法化すること。

二、脊髄神経治療の研究開発の促進及び研究成果の発表を立法化すること。

第一七八号 平成四年十一月十一日受理
重度障害者の所得保障の充実のための障害基礎年金の増額に関する請願
請願者 山口県光市島田三ノ三ノ八 笠井 弥太郎 外八名
紹介議員 二木 秀夫君

憲法はすべての国民に文化的生活を保障しているが、現行の障害基礎年金は、最も保障を必要としている重度障害者にとつて、標準的な生計を維持できる金額を満たしていない。特に独立生活を営む者には、その維持が不可能な金額であり、これを補てんするには生活保護費の支給に頼らざるを得ないのが実態である。よつて、障害基礎年金の大幅な増額を行い、標準的な生活を維持できる金額の給付を求める。については、次の事項について実現を図らねばならない。

一、障害基礎年金を増額するよう法律を改正すること。

在宅障害者の介護体制確立に関する請願

請願者 山口県光市島田三ノ三ノ八 笠井 弥太郎 外八名
紹介議員 二木 秀夫君

在宅高齢者支援事業である、いわゆる「ゴールドプラン」は高齢者のみを対象としているが、現行のヘルパー派遣事業が「高齢者と障害者」をその対象としているのと同様に、「障害者」もその対象に加えるべきである。また、平成二年の身体障害者福祉法の改正では、「身体障害者の在宅生活への援助」を明確に打ち出し、「身体障害者の社会経済活動への参加を促進する」とうたいながら、肝心のヘルパー等派遣事業においては、通勤する身体障害者（就労して社会活動している身体障害者）は「留守宅介護の対象」としてその派遣を禁止している。これは法制度の矛盾そのものであり、「ヘルパーの養成」「介護料支給と身体障害者による自主的管理の方法」等を含め、現行制度を早急に改善しなければならない。そして、同年の福祉八法改正で最も強く要望されていることは、これら改善に必要な財源確保の方法であり、適切な方法での必要財源の確保は、制度の完成を左右するものであつて、全国の自治体はこの財源なくして動くことはできない。については、障害者の在宅生活のため、次の事項について実現を図らねばならない。

- 一、政府が決定した在宅高齢者向けの支援事業である「ゴールドプラン」の対象に障害者も含めること。
- 二、厚生省が実施する在宅障害者のための介護施策は、「障害者を持つ人は、障害者を持たない人と同じ生活の可能性を保障する視点で取り組む」という原則で改善すること。
- 三、国は、市町村が実施する「障害者や高齢者の在宅生活支援事業等」を実現するため、十分な財源を確保すること。

第一八〇号 平成四年十一月十一日受理
電動車いすの支給基準緩和に関する請願

請願者 山口県光市島田三ノ三ノ八 笠井 弥太郎 外八名
紹介議員 二木 秀夫君

我々車いす使用者にとつては、車いすは足であり移動の手段でもある。しかし、現在、電動車いすは、自力走行が全くできない人のみに支給されており、平常、平らな所でない手動車いすを使用できる人が、街に一步踏み出すとスロープがきつかったり、道路がかまぼこ状であつたりして、街に出掛けることができず、他人の介護を受けなければ買物や一般生活にも不自由し、散歩どころでなく外に出なくなつてしまふ。については、電動車いす、手動車いすの利点を使用者が判断し、その時その時に合わせて利用できるよう、次の事項について実現を図らねばならない。

一、車いすを支給されている障害者が、運動力低下などにより自力走行が困難になつた場合などのために、手動車いすと電動車いすを併給できるよう法を整備すること。

第一八一号 平成四年十一月十一日受理
無年金障害者の救済制度の早期実現に関する請願
請願者 山口県光市島田三ノ三ノ八 笠井 弥太郎 外八名
紹介議員 二木 秀夫君

年金制度の度重なる改正によつて、我が国の年金制度は改善されてきたが、旧法の制度上の条件、あるいは行政の指導の不備・不徹底等が原因となり、無年金者が発生した。いまだに救済措置が講ぜられないことなく放置されているため、全国で多数の無年金者が苦しんでいる現状である。無年金障害者が発生した主たる要因は、学生の任意加入制度によつて生じたもの、障害者になつた後に離婚したサラリーマンの妻、旧厚生年金法の六箇月条項（年金加入後六箇月以内に障害者となつた場合は除外される。等）によるもの、行政の指導の不備や不徹底等により未加入であつたため生じたものである。これらの無年金障害者は、言わば制度改正のはざまに生じたものである。政府は法的整

備を図り、これらすべての無年金障害者に障害年金を支給できるような救済措置を採るべきである。ついで、次の事項について実現を図られた。

一、旧法（二十歳以上の学生強制加入以前）による未加入学生の無年金障害者には、十八歳未満に障害者となった未加入未成年者と同様の法的措置を採ること。

二、障害者となった後に離婚し無年金障害者となった者に、平常の生活が営めるように年金を支給するよう法的措置を採ること。

三、その他の法改正過渡期的に生じた未加入無年金障害者に、障害年金を支給するよう法的措置を採ること。

四、旧法による無年金障害者を解消すること。
「六箇月条項」のような除外例は一切廃止し、障害年金を支給するよう法的措置を採ること。

第一八六号 平成四年十一月十一日受理
小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願（十通）
請願者 東京都小平市小川町二ノ一、一五
紹介議員 九 中尾仁美 外一万名
紹介議員 平井 卓志君
この請願の趣旨は、第一六七号と同じである。

第一八七号 平成四年十一月十一日受理
小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願
請願者 東京都小平市小川町二ノ一、一五
九 川村秋子 外一万一名
紹介議員 木暮 山人君
この請願の趣旨は、第一六七号と同じである。

第一八八号 平成四年十一月十一日受理
小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願
請願者 東京都小平市小川町二ノ一、一五
九 吉田和枝 外一万名
紹介議員 佐々木 満君

この請願の趣旨は、第一六七号と同じである。

第二〇一号 平成四年十一月十二日受理
小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願
請願者 京都市上京区笹尾町通智恵光院東
入ル橋町六二一 木村弥一郎 外
一万名
紹介議員 中西 珠子君
この請願の趣旨は、第一六七号と同じである。

第二〇二号 平成四年十一月十二日受理
小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願（十二通）
請願者 大阪府阪南市箱作二、八七四ノ九
六 金子美由紀 外一万九千九百
十九名
紹介議員 糸久八重子君
この請願の趣旨は、第一六七号と同じである。

第二一三三号 平成四年十一月十二日受理
小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願
請願者 大阪府吹田市南清和園町五ノ一一
大形修 外三万九千九百九十九名
紹介議員 吉川 春子君
この請願の趣旨は、第一六七号と同じである。

第二一五号 平成四年十一月十二日受理
小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願
請願者 大阪府吹田市竹見台二ノ一ノCノ
一〇ノ一〇六 坂西啓至 外九百
九十九名
紹介議員 清水 澄子君
この請願の趣旨は、第一六七号と同じである。

第二二七号 平成四年十一月十二日受理
小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願（五通）
請願者 東京都小平市小川町二ノ一、一五
九 姥沢根晃 外五千四百名

紹介議員 木庭健太郎君
この請願の趣旨は、第一六七号と同じである。

第二一九号 平成四年十一月十二日受理
小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願（七通）
請願者 東京都小平市小川町二ノ一、一五
九 森真次郎 外七千六名
紹介議員 石井 道子君
この請願の趣旨は、第一六七号と同じである。

第二二〇号 平成四年十一月十二日受理
小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願（十通）
請願者 東京都小平市小川町二ノ一、一五
九 松崎はるみ 外一万名
紹介議員 大島 慶久君
この請願の趣旨は、第一六七号と同じである。

第二二二一号 平成四年十一月十二日受理
小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願（九通）
請願者 東京都小平市小川町二ノ一、一五
九 上山木綿子 外一万名
紹介議員 田辺 哲夫君
この請願の趣旨は、第一六七号と同じである。

第二二四号 平成四年十一月十二日受理
小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願
請願者 東京都小平市小川町二ノ一、一五
九 坂田聡 外一万名
紹介議員 西田 吉宏君
この請願の趣旨は、第一六七号と同じである。

第二二五号 平成四年十一月十二日受理
小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願（六通）
請願者 東京都小平市小川町二ノ一、一五
九 西口毅 外一万名

紹介議員 星野 明市君
この請願の趣旨は、第一六七号と同じである。

十一月二十七日日本委員会に左の案件が付託された。
一、小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願（第二三二二号）（第二三六号）（第二三八号）（第二四〇号）（第二四一号）
二、原子爆弾被爆者等援護法の制定に関する請願（第二五一号）
三、健康教育・指導を専門に行う栄養士の設置等に関する請願（第二五七号）（第二七一号）
四、小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願（第二七七号）（第二七九号）（第二八〇号）（第二八二二号）（第二八四号）（第二八六号）（第三四三三号）（第三五三三号）（第三五四号）
五、シベリア抑留死没者に関する請願（第三五六号）
六、小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願（第三六二二号）
七、原子爆弾被爆者等援護法の制定に関する請願（第三六七号）
八、健康教育・指導を専門に行う栄養士の設置等に関する請願（第三七三三号）
九、小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願（第三七七号）（第三八〇号）
一〇、シベリア抑留死没者に関する請願（第三八五号）（第三九〇号）（第三九一八号）
一一、小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願（第四一〇号）
一二、シベリア抑留死没者に関する請願（第四三四号）
一三、小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願（第四四九号）（第四五一号）

一、シベリア抑留死没者に関する請願(第四六六号)

一、小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願(第四六七号)

一、あん摩マッサージ指圧師の業務と異名同質のカイロ及び整体術等、無免許療行爲取締りに関する請願(第四七六号)

第二三二号 平成四年十一月十三日受理

小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願(五通)

請願者 東京都小平市小川町二ノ一、一五九 川上順子 外四千九百九十九名

紹介議員 足立 良平君

この請願の趣旨は、第一六七号と同じである。

第二三六号 平成四年十一月十三日受理

小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願

請願者 広島市安佐南区川内二ノ二二〇一五 久岡巧 外九百九十九名

紹介議員 清水 澄子君

この請願の趣旨は、第一六七号と同じである。

第二三八号 平成四年十一月十三日受理

小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願

請願者 東京都小平市小川町二ノ一、一五九 河野明 外九百九十八名

紹介議員 篠崎 年子君

この請願の趣旨は、第一六七号と同じである。

第二四〇号 平成四年十一月十三日受理

小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願(三通)

請願者 東京都小平市小川町二ノ一、一五九 南部好恵 外三千名

紹介議員 木庭健太郎君

この請願の趣旨は、第一六七号と同じである。

第二四二号 平成四年十一月十三日受理

小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願

請願者 東京都小平市小川町二ノ一、一五九 吉田米子 外六千三百六十六名

紹介議員 勝木 健司君

この請願の趣旨は、第一六七号と同じである。

第二五二号 平成四年十一月十三日受理

原子爆弾被害者等援護法の制定に関する請願

請願者 長野市三輪九ノ四〇ノ一二 三上孝一郎

紹介議員 村沢 牧君

広島・長崎に原爆が投下されて以来、四十七年余を経過したが、今なお多くの被爆者が、肉体的精神的な後遺症に苦しみ、さらには高齢化と相まって、事態は依然として厳しい状況にある。現在、被爆者に対しては、原子爆弾被害者の医療等に関する法律及び原子爆弾被害者に対する特別措置に関する法律によって救済措置が講じられているが、これら二法では被爆者の救済は不十分であり、改善・充実を切望する声が高まっている。ついでに、被爆者の実情を深く理解し、一般被災者との均衡及び現行原爆二法との関連に十分留意し、より一層の被爆者援護の充実を図るため、原子爆弾被害者等援護法を早期に制定されたい。

第二五七号 平成四年十一月十三日受理

健康教育・指導を専門に行う栄養士の設置等に関する請願

請願者 長野市安茂里差出一、〇一八 成沢栄一

紹介議員 村沢 牧君

我が国は、かつて経験したことのない高齢化社会を迎え、加えて、ライフスタイルの変化から来る食事の偏りや運動不足による肥満などによる、成人病の増加が社会問題となっている。このような状況の中で、栄養士による生活改善などの健康教育・指導は、成人病の重要な一次予防対策であるとともに、高齢者保健福祉施策の推進にも大きく寄与する。ついては、全市町村に健康教育・指導を専門に行う栄養士を設置する制度を確立するとともに、その経費を地方交付税に算入されたい。

第二七二号 平成四年十一月十三日受理

健康教育・指導を専門に行う栄養士の設置等に関する請願

請願者 長野県松本市大字今井二、七九四 上条密門

紹介議員 北澤 俊美君

この請願の趣旨は、第二五七号と同じである。

第二七七号 平成四年十一月十六日受理

小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願(二通)

請願者 東京都小平市小川町二ノ一、一五九 堀哲子 外千九百九十九名

紹介議員 木庭健太郎君

この請願の趣旨は、第一六七号と同じである。

第二七九号 平成四年十一月十六日受理

小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願

請願者 広島県豊田郡瀬戸町林九〇五 竹井幸代 外九百九十九名

紹介議員 浜本 万三君

この請願の趣旨は、第一六七号と同じである。

第二八〇号 平成四年十一月十六日受理

小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願

請願者 東京都小平市小川町二ノ一、一五九 杉本道子 外三千九百九十九名

紹介議員 三石 久江君

この請願の趣旨は、第一六七号と同じである。

第二八二号 平成四年十一月十六日受理

小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願

請願者 広島市東区中山南二ノ三ノ一三ノ一〇 奥野悦子 外九百九十八名

紹介議員 篠崎 年子君

この請願の趣旨は、第一六七号と同じである。

第二八四号 平成四年十一月十六日受理

小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願

請願者 東京都小平市小川町二ノ一、一五九 佐藤和広 外九百九十九名

紹介議員 日下部禮代子君

この請願の趣旨は、第一六七号と同じである。

第二八六号 平成四年十一月十六日受理

小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願

請願者 東京都小平市小川町二ノ一、一五九 春山悟 外六千九百九十九名

紹介議員 栗原 君子君

この請願の趣旨は、第一六七号と同じである。

第三四三三号 平成四年十一月十六日受理

小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願(七通)

請願者 東京都小平市小川町二ノ一、一五九 須川佐智子 外七千四十三名

紹介議員 清水嘉子君

この請願の趣旨は、第一六七号と同じである。

第三五三三号 平成四年十一月十七日受理

小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願

請願者 広島市東区牛田新町三ノ一〇ノ一ノ一二 稲田史子 外九百九十九名

紹介議員 清水 澄子君

この請願の趣旨は、第一六七号と同じである。

第三五四号 平成四年十一月十七日受理

小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願

請願者 東京都小平市小川町二ノ一、一五九 代田哲也 外九百九十九名

紹介議員 日下部禮代子君

この請願の趣旨は、第一六七号と同じである。

第三五六号 平成四年十一月十七日受理
シベリア抑留死没者に関する請願

請願者 島根県八束郡美保町五五三 福

紹介議員 山下 栄一君

この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第三六二号 平成四年十一月十七日受理
小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願

請願者 広島県尾道市東原町三、六六二ノ

紹介議員 篠崎 年子君

この請願の趣旨は、第一六七号と同じである。

第三六七号 平成四年十一月十七日受理
原子爆弾被爆者等援護法の制定に関する請願

請願者 長野県伊那市西春近四、〇五二

紹介議員 今井 澄君

この請願の趣旨は、第二五一号と同じである。

第三七三号 平成四年十一月十七日受理
健康教育・指導を専門に行う栄養士の設置等に関する請願

請願者 長野県伊那市西春近四、〇五二

紹介議員 今井 澄君

この請願の趣旨は、第二五七号と同じである。

第三七七号 平成四年十一月十七日受理
小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願

請願者 東京都小平市小川町二ノ一、一五

紹介議員 三石 久江君

この請願の趣旨は、第一六七号と同じである。

第三八〇号 平成四年十一月十七日受理

小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願
(九通)

請願者 東京都小平市小川町二ノ一、一五

紹介議員 関根 則之君

この請願の趣旨は、第一六七号と同じである。

第三八五号 平成四年十一月十七日受理
シベリア抑留死没者に関する請願

請願者 山梨県北巨摩郡小淵沢町三、〇六

紹介議員 浜四津敏子君

この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第三九三号 平成四年十一月十八日受理
小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願

請願者 東京都小平市小川町二ノ一、一五

紹介議員 庄司 中君

この請願の趣旨は、第一六七号と同じである。

第三九五号 平成四年十一月十八日受理
シベリア抑留死没者に関する請願

請願者 徳島市下助任町四ノ一 片山松

紹介議員 広中和歌子君

この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第四一〇号 平成四年十一月十八日受理
シベリア抑留死没者に関する請願

請願者 秋田県雄勝郡雄勝町秋ノ宮字中山

紹介議員 荒木 清寛君

この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第四一八号 平成四年十一月十八日受理
シベリア抑留死没者に関する請願

請願者 札幌市西区発寒十四条五ノ四ノ三

二 坂田東 外二百九十三名
紹介議員 高桑 栄松君
この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第四二〇号 平成四年十一月十八日受理
小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願

請願者 大阪府高槻市西冠一ノ一ノ三五

紹介議員 下村 泰君

この請願の趣旨は、第一六七号と同じである。

第四三四号 平成四年十一月十八日受理
シベリア抑留死没者に関する請願

請願者 徳島市佐古二番町二 高橋助一

紹介議員 木庭健太郎君

この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第四四九号 平成四年十一月十九日受理
小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願

請願者 広島市南区青崎二ノ四ノ九 石本

紹介議員 篠崎 年子君

この請願の趣旨は、第一六七号と同じである。

第四五一号 平成四年十一月十九日受理
小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願

請願者 東京都小平市小川町二ノ一、一五

紹介議員 西川 潔君

この請願の趣旨は、第一六七号と同じである。

第四六六号 平成四年十一月十九日受理
シベリア抑留死没者に関する請願

請願者 京都府舞鶴市字杉山三六〇ノ一

紹介議員 片上 公人君

この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第四六七号 平成四年十一月十九日受理
小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願
(九通)

請願者 東京都小平市小川町二ノ一、一五

紹介議員 菅野 壽君

この請願の趣旨は、第一六七号と同じである。

第四七六号 平成四年十一月十九日受理
あん摩マッサージ指圧師の業務と異名同質のカイ

ロ及び整体術等、無免許療行行為取締りに関する

請願

請願者 東京都新宿区四谷三ノ二ノ一七

社団法人東京都はりきゅうあん摩

マッサージ指圧師会会長 福島裕

恭 田 哲夫君

近年、「カイロプラクティクス療法」あるいは

「整体療法」等(以下、カイロ療法)を自称する医

療類似行為が有償で盛んに行われ、これらの療法

による被害も看過できないほどの多数にわたり、

大きな社会問題になっている。カイロ療法とは、

直接的には脊椎(せきつい)のゆがみを矯正するこ

とを目的にするという名目で、指先で被療者の身

体に行うことが主な実態であり、この療行は、実質

的にはあん摩・マッサージ・指圧と何ら異なると

ころがない。ところで、あん摩マッサージ指圧師、

はり師、きゅう師等に関する法律は第一条で「医

師以外の者で、あん摩、マッサージ若しくは指圧、

はり又はきゅうを業として行う者は、それぞれ、

あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又は

きゅう師免許を受けなければならない」と定めて

おり、このみで、カイロ療法は同法に明確に

違反する。したがって、同法を実質的に潜脱し、同

法の精神を骨抜きにしかねないカイロ療法をこの

まま野放しにすることは、公益上極めて問題であ

ると思われる。同法第二条は、あん摩マッサージ

指圧師等について、学校教育法第五十六条第一項の規定により、大学に入学することのできる者で、三年以上、文部大臣の認定した学校又は厚生大臣の認定した養成施設において、解剖学、生理学、病理学、衛生学その他あん摩マッサージ指圧師等となるに必要な知識、技能を修得し、かつ厚生大臣の行う試験に合格することを資格要件として要求している。これに対して、カイロ業者は、健康器具会社のわずかに三日間程度の無料講習会への参加や、長くても四箇月間の講習を経たのみで開業し、療術を業として行っているのが実態である。すなわち、免許はおろか、許可・届出手続すら定められていないばかりか、カイロ業者の多くは、解剖学、生理学、病理学、衛生学等の必要な知識、技能をほとんど全く修得していないのが一般であって、学校教育法に定める大学入学資格すら有していない者さえ、カイロ業者として、あん摩マッサージ指圧師等と全く同様の医療類似行為を行っている。このように、カイロ療法は、その最低限度の安全性すら担保されていない状況で、安易なブームとして先走りしている。正規の免許を取得したあん摩マッサージ指圧師は、その業務広告において、施術者である旨並びに施術者の氏名及び住所、業務の種類、施術所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項、その他厚生大臣が指定する事項等を除いては、「何人もいかなる方法によるを問わず」広告をすることが禁止され（同法第七条）、これに違反したときは処罰の対象にされる。これに対して、カイロ療法については、いまだその効用が医学上の承認を得ていないのが現状であるにもかかわらず、ほとんど例外なく、脊椎のゆがみを矯正することで様々な病気が治癒する（あるいは、癌（がん）を含む万病に対する特効性がある旨が標ぼうされ、その他、およそ非科学的な事柄が一般にけん伝されている。さらに、カイロ療法に関しては、広告媒体に関する規制が事実上行われておらず、一般購読者向けの雑誌やテレビ等で自由に宣伝が行われるため、前記の誇大広告の効果は極めて広範囲に及ぶことになる。この結果、

当会に所属する有資格者の業務に深刻な影響が及び、地域によっては死活問題ともなりかねない状況である。更に重大な問題は、非科学的な誇大広告によって多数の国民がカイロ療法の営業所（カイロプラクティック・センター等と称されるのが一般的）を訪れ、傷害事故まで引き起こしている事例が多数見られることである。また、カイロ療法それ自体による被害のほか、カイロ療法を口実とした詐欺まがいの商法すらこれらの療法に関連して横行し、国民の被害は、健康のみならず、経済面まで及んでいる。以上のように、カイロ療法による国民の被害は枚挙にいとまのない程であるが、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等と異なつて、法的規制を全く受けず、したがって、免許取消、業務停止を含む行政処分（同法第九条第十二条の三）の可能性もない。このようなカイロ療法の被害者は、民事裁判手続によって個別的に被害の回復を図ることもあるようだが、ほとんどの場合、被害者はわずかの見舞金だけで泣き寝入りを余儀なくされている。国民の掛け替えのない健康と財産に対する重大な侵害を防御する手段としては、このような事後的、個別的な民事手続では全く不十分であり、事前の防止策とカイロ療法に対する更なる抜本的な対策が緊急の課題として要求されている。ついで、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律に基づいて、これらの無資格者に対する厳重な指導と、刑事処罰を含めた徹底的な取締りを強化された。

十二月一日本委員会に左の案件が付託された。

一、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案（第百二十三回国会提出、衆議院継続審査）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案
廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部

を改正する法律

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第九条の五」を「第九条の六」に、「第十五条の四」を「第十五条の四の四」に、「第二十条の二」を「第二十条の三」に、「第三十条」を「第三十一条」に改める。

第二条第一項中「燃えがら、汚でい」を「燃えがら、汚泥、泥、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 この法律において「産業廃棄物」とは、次に掲げる廃棄物をいう。

一 事業活動に伴つて生じた廃棄物のうち、燃えがら、汚泥、泥、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物

二 輸入された廃棄物（前号に掲げる廃棄物、船舶及び航空機の航行に伴い生ずる廃棄物（政令で定めるものに限る。第十五条の四の二第一項において「携帯廃棄物」という。）を除く。）

第二条の二を第二条の三とし、第二条の次に次の一条を加える。

（国内の処理等の原則）
第二条の二 国内において生じた廃棄物は、なるべく国内において適正に処理されなければならない。

2 国外において生じた廃棄物は、その輸入により国内における廃棄物の適正な処理に支障が生じないよう、その輸入が抑制されなければならない。

第四条第三項中「図る」を「図り、並びに国内における廃棄物の適正な処理に支障が生じないよう適切な措置を講ずる」に改める。
第二章中第九条の五の次に次の一条を加える。
（輸出の確認）
第九条の六 一般廃棄物を輸出しようとする者

は、その一般廃棄物の輸出が次の各号に該当するものであることについて、厚生大臣の確認を受けなければならない。

一 国内におけるその一般廃棄物の処理に関する設備及び技術に照らし、国内においては適正に処理されることが困難であると認められる一般廃棄物の輸出であること。

二 前号に規定する一般廃棄物以外の一般廃棄物にあつては、国内における一般廃棄物の適正な処理に支障を及ぼさないものとして厚生省令で定める基準に適合する一般廃棄物の輸出であること。

三 その輸出に係る一般廃棄物が一般廃棄物処理基準（特別管理一般廃棄物にあつては、特別管理一般廃棄物処理基準）を下回らない方法により処理されることが確実であると認められること。

四 申請者が次のいずれかに該当する者であること。

イ 市町村
ロ その他厚生省令で定める者

2 前項の規定は、次に掲げる者には、適用しない。

一 本邦から出国する者のうち、一般廃棄物を携帯して輸出する者であつて厚生省令で定めるもの

二 国その他の厚生省令で定める者
第十四条第三項中「前項」を「第一項」に改める。
第三章中第十五条の四の次に次の三条を加える。

（輸入の許可）
第十五条の四の二 廃棄物（航行廃棄物及び携帯廃棄物を除く。第三項において同じ。）を輸入しようとする者は、厚生大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の規定は、国その他の厚生省令で定める者には、適用しない。

3 厚生大臣は、第一項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項

の許可をしてはならない。

一 その輸入に係る廃棄物（以下「国外廃棄物」という。）が国内におけるその国外廃棄物の処理に関する設備及び技術に照らし、国内において適正に処理されると認められるものであること。

二 申請者が次のいずれかに該当する者であること。

イ 産業廃棄物処分業者又は特別管理産業廃棄物処分業者であつて、その国外廃棄物の処分をその事業の範囲に含むもの
ロ 産業廃棄物処理施設であつて、その国外廃棄物を処分することができるものを有する者（イに掲げるものを除く。）
ハ その他厚生省令で定める者

4 第一項の許可には、生活環境の保全上必要な条件を付することができる。

（国外廃棄物を輸入した者の特例）

第十五条の四の三 国外廃棄物を輸入した者（事業者であるものを除く。）は、第十条第一項、第十二条第一項から第三項まで及び第十二条の二第一項から第三項までの規定の適用については、事業者とみなす。

（準用）

第十五条の四の四 第九条の六の規定は、産業廃棄物を輸出しようとする者について準用する。この場合において、同条第一項第四号中「市町村」とあるのは、「事業者（自らその産業廃棄物を輸出するものに限り）」と読み替へるほか、同条の規定に関し必要な技術的説書等は、政令で定める。

2 第十二条の三第一項の規定は、特別管理産業廃棄物に該当する国外廃棄物を輸入した者（その事業活動に伴い特別管理産業廃棄物を生ずる事業者であるものを除く。）について準用する。第十八条に次の一項を加える。

2 厚生大臣は、この法律の施行に必要な限度において、国外廃棄物を輸入しようとする者若しくは輸入した者又は廃棄物を輸出しようとする

者に対し、国外廃棄物の輸入又は廃棄物の輸出に關し、必要な報告を求めることができる。

第十九条第一項中「事業場又は」を「事業場若しくは」に、「処分又は」を「処分若しくは」に、「検査させる」を「検査させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において廃棄物を無償で取去せる」に改め、同条第三項中「第一項の下に」及び第二項を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 厚生大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、国外廃棄物を輸入しようとする者若しくは輸入した者若しくは廃棄物を輸出しようとする者の事務所、事業場その他の場所に立ち入り、国外廃棄物の輸入若しくは廃棄物の輸出に關し、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は試験の用に供するに必要な限度において廃棄物を無償で取去せることができる。

第十九条の三 特別管理産業廃棄物処分業者の下に（以下この条において「事業者等」という。）並びに国外廃棄物を輸入した者（事業者等を除く。）を加える。

第十九条の四 第一項中「都道府県知事」の下に（「当該処分を行った者が当該産業廃棄物を輸入した者である場合に於ては、厚生大臣又は都道府県知事」）を加え、同条第二項中「都道府県知事」を「厚生大臣、都道府県知事」に改める。第四章中第二十四条の二を第二十四条の三とし、第二十四条の次に次の一項を加える。

（手数料）

第二十四条の二 第九条の六第一項（第十五条の四の四第一項において準用する場合を含む。）の確認又は第十五条の四の二第一項の許可を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

第二十六条中第三号を第五号とし、第二号の次に次の二号を加える。
三 第十五条の四の二第一項の規定に違反し

て、国外廃棄物を輸入した者

四 第十五条の四の二第四項の規定により許可に付せられた条件に違反した者

第三十条を第三十一条とし、第二十九条を第三十条とし、第二十八条第五号中「第十五条の十三第一項」の下に「の規定による検査」を、「第十九条第一項」の下に「若しくは第二項」を、「検査」の下に「若しくは収去」を加え、同条を第二十九条とする。

第二十七条の次に次の一項を加える。

第二十八条 第九条の六第一項（第十五条の四の四第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、一般廃棄物又は産業廃棄物を輸出した者は、五十万円以下の罰金に処する。

附則

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過措置）
第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（厚生省設置法の一部改正）
第三条 厚生省設置法（昭和二十四年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第六条第二十七号の二中「基づき」の下に「産業廃棄物の輸入の許可及び輸出の確認を行い、並びに」を加える。

十二月四日日本委員会に左の案件が付託された。

一、小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願（第五〇二号）

一、シベリア抑留死没者に関する請願（第五二二号）

一、小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願（第五二二号）

一、シベリア抑留死没者に関する請願（第五二二号）

一、シベリア抑留死没者に関する請願（第五二二号）

一、小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願（第五二二号）

一、シベリア抑留死没者に関する請願（第五二二号）

一、小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願（第五二二号）

一、シベリア抑留死没者に関する請願（第五二二号）

一、小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願（第五二二号）

一、シベリア抑留死没者に関する請願（第五二二号）

一、小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願（第五二二号）

一、シベリア抑留死没者に関する請願（第五二二号）

一、小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願（第五二二号）

一、シベリア抑留死没者に関する請願（第五二二号）

一、小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願（第五二二号）

一、シベリア抑留死没者に関する請願（第五二二号）

一、小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願（第五二二号）

一、シベリア抑留死没者に関する請願（第五二二号）

一、小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願（第五二二号）

一、シベリア抑留死没者に関する請願（第五二二号）

一、小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願（第五二二号）

一、シベリア抑留死没者に関する請願（第五二二号）

一、小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願（第五二二号）

一、シベリア抑留死没者に関する請願（第五二二号）

請願(第一〇六七号)

一、シベリア抑留死没者に関する請願(第一〇七二号)

一、保育の充実のための保育行政の改善等に関する請願(第一一二二号)(第一一二三号)(第一一二四号)(第一一二五号)(第一一二六号)

(第一一二七号)(第一一二八号)(第一一二九号)(第一一三〇号)(第一一三一号)(第一一三二号)(第一一四九号)

一、高齢者福祉・医療・年金の充実に関する請願(第一一六二号)(第一一六三号)(第一一六四号)(第一一六五号)(第一一六六号)(第一一六七号)(第一一六八号)(第一一六九号)(第一一七〇号)(第一一七一号)(第一一二七二号)

一、小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願(第一一七三号)

一、大学院生のための国民年金保険料免除特別制度の創設と現行の免除制度の見直しに関する請願(第一一八〇号)

一、学童保育の制度化と地域の条件整備に関する請願(第一一八六号)(第一一八七号)(第一一八八号)(第一一八九号)(第一一九〇号)(第一一九一号)(第一一九二号)(第一一九三号)(第一一九四号)(第一一九五号)(第一一九六号)

一、保育の充実のための保育行政の改善等に関する請願(第一二〇〇号)(第一二〇一号)(第一二二三六号)(第一二四九号)(第一二五〇号)(第一二五四号)

第五〇二号 平成四年十一月二十日受理
小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願
請願者 広島市南区宇品町金輪島一八四ノ三〇 木村栄 外九百九十九名
紹介議員 篠崎 年子君
この請願の趣旨は、第一六七号と同じである。

第五一二号 平成四年十一月二十日受理
シベリア抑留死没者に関する請願

請願者 徳島市南佐古六番町一ノ四 鎌田 欣二 外三百六十六名
紹介議員 横尾 和伸君
この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第五一三三号 平成四年十一月二十日受理
小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願
請願者 東京都小平市小川町二ノ一、一五九 河野明子 外一万名
紹介議員 横尾 和伸君
この請願の趣旨は、第一六七号と同じである。

第五一九九号 平成四年十一月二十日受理
シベリア抑留死没者に関する請願
請願者 大阪市此花区伝法町四ノ三ノ四八 村部清子 外三百八十二名
紹介議員 武田 節子君
この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第五二二二号 平成四年十一月二十日受理
小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願
請願者 東京都小平市小川町二ノ一、一五九 佐々木健司 外九百九十九名
紹介議員 日下部裕代子君
この請願の趣旨は、第一六七号と同じである。

第五二五五号 平成四年十一月二十日受理
シベリア抑留死没者に関する請願
請願者 長野県塩尻市機敷四一六 高津さき子 外三百七十七名
紹介議員 風間 昶君
この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第五二九号 平成四年十一月二十日受理
小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願
請願者 東京都小平市小川町二ノ一、一五九 加藤さみ子 外九百九十九名
紹介議員 喜屋武眞榮君
この請願の趣旨は、第一六七号と同じである。

第五三二二号 平成四年十一月二十日受理
小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願
請願者 大阪府吹田市千里山東二ノ一ノFノ四〇一 出向井三利 外九百九十九名
紹介議員 清水 澄子君
この請願の趣旨は、第一六七号と同じである。

第五三三三号 平成四年十一月二十日受理
シベリア抑留死没者に関する請願
請願者 長野県塩尻市大門泉町二ノ二四 清水深志 外三百七十一名
紹介議員 常松 克安君
この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第五三六六号 平成四年十一月二十日受理
小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願
請願者 東京都小平市小川町二ノ一、一五九 服部友美 外二千九百九十九名
紹介議員 島袋 宗康君
この請願の趣旨は、第一六七号と同じである。

第五六九号 平成四年十一月二十四日受理
小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願
請願者 東京都小平市小川町二ノ一、一五九 内野さく江 外九百九十九名
紹介議員 日下部裕代子君
この請願の趣旨は、第一六七号と同じである。

第五八六号 平成四年十一月二十四日受理
小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願
請願者 広島県廿日市市宮園五ノ一二ノ六 今村美貴子 外九百九十四名
紹介議員 篠崎 年子君
この請願の趣旨は、第一六七号と同じである。

第六〇九号 平成四年十一月二十四日受理

第六一六号 平成四年十一月二十四日受理
小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願
請願者 東京都小平市小川町二ノ一、一五九 川上晃士 外三千名
紹介議員 三石 久江君
この請願の趣旨は、第一六七号と同じである。

第六三七号 平成四年十一月二十五日受理
小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願
請願者 大阪府吹田市佐竹台二ノ四ノBノ一二ノ二〇二 畑野良夫 外九百九十九名
紹介議員 清水 澄子君
この請願の趣旨は、第一六七号と同じである。

第六四八号 平成四年十一月二十五日受理
小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願
請願者 東京都小平市小川町二ノ一、一五九 松嶋慶二郎 外九百九十九名
紹介議員 日下部裕代子君
この請願の趣旨は、第一六七号と同じである。

第六七九号 平成四年十一月二十五日受理
小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願
請願者 東京都小平市小川町二ノ一、一五九 松延桂 外千名
紹介議員 喜屋武眞榮君
この請願の趣旨は、第一六七号と同じである。

第七二三号 平成四年十一月二十五日受理
シベリア抑留死没者に関する請願
請願者 徳島市南矢三町二ノ五ノ四三 岡利雄 外三百七十一名

紹介議員 大久保直彦君
この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第七四七号 平成四年十一月二十六日受理
小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願
請願者 広島県高田郡吉田町下中馬 勝田
吾朗 外九百九十九名

紹介議員 清水 登子君
この請願の趣旨は、第一六七号と同じである。

第七五六号 平成四年十一月二十六日受理
小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願
請願者 東京都小平市小川町二ノ一、一五
九 小高彰子 外二千九百九十九名

紹介議員 日下部裕代子君
この請願の趣旨は、第一六七号と同じである。

第七五七号 平成四年十一月二十六日受理
小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願
請願者 大阪府高石市取石一ノ六ノ四一
〇 坂本克生 外二千九百九十九名

紹介議員 青島 幸男君
この請願の趣旨は、第一六七号と同じである。

第七六五号 平成四年十一月二十六日受理
小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願
請願者 大阪府豊中市二葉町二ノ六ノ二〇
江崎よしの 外九百九十九名

紹介議員 西山登紀子君
この請願の趣旨は、第一六七号と同じである。

第八一七号 平成四年十一月二十七日受理
小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願
(二通)
請願者 東京都小平市小川町二ノ一、一五
九 岩本忠洋 外千九百九十九名

紹介議員 日下部裕代子君

この請願の趣旨は、第一六七号と同じである。

第八六一号 平成四年十一月二十七日受理
より安全な水道水の水質基準見直しに関する請願
請願者 神奈川県茅ヶ崎市浜竹二ノ一〇ノ
六三 飯倉豊 外七百二十四名

紹介議員 木庭健太郎君
この請願の趣旨は、第一五号と同じである。

第八七一号 平成四年十一月二十七日受理
介護分野での看護婦家政婦紹介所の積極的活用に関する請願(五通)

請願者 仙台市青葉区北目町七ノ一七ノ四
〇三 高橋朗 外三百四名

紹介議員 遠藤 要君

我が国社会の高齢化は世界的にも急速なテンポで進展している。第百二十三回国会において医療法改正を含め画期的制度が成立した。しかし、介護ニーズが高まる一方でどこにもかかわらず、国の財政的(保険の療養給付金還付等)見地を主とし、本改正により付添介護人の取扱い範囲の制限が厚生省の方針として打ち出されたため、地方では看護婦、介護員等医療スタッフの人材難より混乱が生じ、地域医療の後退や多くの矛盾が報道されている。ついては、次の事項について実現を図られたい。

一、一般病院の基準看護婦院化が進められているが、看護婦等の不足から「家族の付添い」が強要されつつあり、核家族形態が多く時間的余裕が無いため、極めて困難に陥っている現状である。よって、本来、病院の責任において完全看護を行うべき基準看護婦院においても、患者の病状から付添看護を必要とする場合、経験豊富な介護専門家である看護補助者等を家族代行者として認めること。

二、医療法改正で、六十五歳以上の患者が六十%以上入院している病院は老人病院という位置付けにされ定額制となり、病院経営圧迫の軽減策として退院の勧告を促された入院中の老人が、行き場を失っているという影響が出ている。一般病院として生き延びるために入院患者の老人比率を下げようとして退院や老人の新規入院を拒否し、看護担当者の資格要件を改定すること等は、国でいう介護強化に逆行した施策と指摘されている。また、地方自治体病院においても、本制度による負担が重く収益ダウンにより地域医療が後退することが懸念される等と報道されている。基本的には、憲法第三章に定めている国民に保障された幸福の追求や平等の理念に反した制度と理解されるので、速急に是正すること。

三、今後老人の在宅ケアの必要性が増大するたためゴールドプランで確保することとしているが、人材難の折、退院後のケアが十分でないとして一部を民間に委託するのは、シルバースービーズ振興会に加入する企業に限られているが、全国的ネットワーク(約十六万人)が確立されている業界においても公的費用によりケアの一端を担えるよう手段を講ずること。

四、看護婦不足の慢性化は諸条件と過重労働の結果とされ、養成された新人看護婦の半数は三年以内で退職するという状況であり、十年後には十万人の看護婦が不足すると発表されている。その際、「聖職者」、「付添い」といったこれまでの看護婦観を見直し、患者の社会復帰を助ける専門職として認知し格付けする等という意見があり、注目されている。よって、来たるべき将来のため善処すること。

第八七九号 平成四年十一月二十七日受理
重度心身障害者とその両親又はその介護者及び福祉施設設置に関する請願
請願者 長野県上田市大字五加一、〇一〇
ノ七 井出誠 外四十六名

紹介議員 前島英三郎君

たきり老人とその介護者の家族が同居可能な社会福祉施設を設置されたい。

理由

(一)現行の老人ホームは有料、無料を問わず、両親が老人ホームに入ろうとするとき、重度心身障害者は施設に入らねばならず、一家は離散、家庭崩壊の結末を迎える。これは、寝たきり老人とその介護者にとっても同じことが言える。(二)重度心身障害者及び寝たきり老人は、現行の社会福祉行政の下では、施設に収容されれば訴える手段一つ持てないばかりか、人間が人間らしく喜怒哀楽を願うこともできず、また、押しつぶされても抗議することもできない。(三)重度心身障害者も、寝たきり老人も、家族の支えがあつてこそ生き抜け、社会への貢献もできる。(四)現在、障害者を抱えた両親又はその介護者及び寝たきり老人の介護者は、自身の老いと健康状態によって障害者を支えきれなくなっているが、障害者の心の支えとなり代弁者にはなることができ、同居可能な社会福祉施設の設置が強く望まれている。現在ある老人ホームの一部にでもその受入れ体制を立法化し、実施すべきである。

第八八一号 平成四年十一月二十七日受理
男性介護人に関する請願
請願者 長野県上田市大字五加一、〇一〇
ノ七 井出誠 外七十名

紹介議員 前島英三郎君

介護を要する高齢者、障害者の数は年々増加しており、この介護に当たる介護担当職員の養成、確保が今日の大きな課題となっている。長野県における高齢者の例で見ても、寝たきり老人数は在宅で約九千人、六箇月以上の入院者約二千五百人、その他施設で五千二百人を越し、計一万六千七百七人程度となっており、また、在宅の痴呆(ほう)性老人数は推計で約一万八千九百人と言われ、これらの老人の数は、長寿社会を迎えた現在、増加の一途をたどっている。これに対し、長野県においても、介護の専門職員として国で創設した介護福祉士

社士の資格を有する人々が誕生し、施設職員として、またホームヘルパー等としての配置が進められつつあるが、その数はまだまだ少ない。介護福祉士の資格を有しない人も含めて、介護担当職員の数は、介護を要する人の増加に比べ、十分とは言えない状況にある。その中で、現在、重度障害者、寝たきり老人、痴呆性老人のための各種施設の職員や、デイサービスセンターの職員、ホームヘルパー等の介護担当職員は女性が多く、一般社会でもこれが当然のごとく受け止められている。しかし、このような重度障害者や寝たきり老人等を処遇する施設にこそ男性介護者の必要性が高まってきている。女性だけでは体力的に無理があり、その結果、介護担当職員が体を傷めることも生じてくる。介護担当職員自身が障害を招き、介護されるようなことにならないために、男性の介護担当職員をバランス良く配置することが必要である。ついで、国における高齢者福祉、障害者福祉の一層の進展のため、次の事項について実現を図らねばならない。

一、重度障害者、寝たきり老人、痴呆性老人のための各種施設の職員、デイサービスセンターの職員、ホームヘルパー等の介護担当職員として男性職員の育成を急ぐとともに、その配置について配慮すること。

第九三二号 平成四年十一月三十日受理

小規模作業所等成人障害者対策に関する請願

請願者 神奈川県三浦市三崎町六合一ノ六

一 早川忍 外千名

紹介議員 千葉 景子君

この請願の趣旨は、第一六七号と同じである。

第二〇四二号 平成四年十一月三十日受理

保育の充実のための保育行政の改善等に関する請願

請願者 静岡市内牧一、七〇八 朝日原博

史 外九百九十九名

紹介議員 北村 哲男君

働く女性は全雇用者の約四割を占め、日本経済を大きく支えている。その一方で、子供も産めない状況が広がり、出生率が低下し続けている。だれもが安心して子供を産み育て続けられるためには、保育所や幼稚園、学童保育など社会的な保育施設の充実が必要不可欠である。国は、この間、「多様化する保育ニーズにこたえる」として、一時的保育事業、夜間・延長保育、企業委託型保育、長時間保育サービス、育児リフレッシュ支援事業、途中入所対策など新しい施策を打ち出している。しかし、これらは公的保育制度を拡充するものではなく、費用は保育所運営の基本財政となる措置費には組み入れず、すべて補助金事業によって広げる方向となっている。そのため、保育者の労働条件は厳しくなり、人手不足が生じているなど、今日の保育行政が及ぼす矛盾は大きくなっている。子供たちの健やかな発達を保障し、父母の生活と働く権利を守り、その仕事に携わる保育者・職員が健康で働き続けるために、国の保育・教育予算の大幅増額と、施策の抜本的改善は急務である。保育の公的保障の拡充は、日本社会の発展上からも極めて重要である。ついで、次の事項について実現を図らねばならない。

一、保育料を市町村が引き下げられるように、国の予算を増額すること。

二、保育所の職員を大幅に増員して、労働時間短縮、週休二日制を実現すること。

三、保育所の「最低基準」を改善し、職員の賃金の大幅引上げと労働条件の改善をすること。

四、無認可保育所の子供と職員に、国の補助制度をつくること。

五、病院内保育所の補助金を認可保育所と同じにすること。

六、学童保育の制度をつくること。

七、乳幼児の医療費無料制度を早期に実現すること。

八、幼稚園の学級定数の改善と、就園奨励費の適用の拡大を図り、三年保育の拡充を早期に

実現すること。

九、「子どもの権利条約」を批准し、行動計画を早期につくること。

十、すべての労働者が人間らしい生活ができるよう労働基準法を改正して、労働時間短縮週休二日制を実現すること。

第一〇四四号 平成四年十一月三十日受理

保育の充実のための保育行政の改善等に関する請願

請願者 岡山県倉敷市玉島乙島九三ノ一

福武伸江 外九百九十九名

紹介議員 細谷 昭雄君

この請願の趣旨は、第一〇四二号と同じである。

第一〇四九号 平成四年十一月三十日受理

保育の充実のための保育行政の改善等に関する請願

請願者 大阪府守口市高瀬町三ノ一タカ

セハイム三〇三 小柳三佳 外千名

紹介議員 小林 正君

この請願の趣旨は、第一〇四二号と同じである。

第一〇五〇号 平成四年十一月三十日受理

保育制度の堅持と充実に関する請願

請願者 東京都千代田区平河町二ノ一一ノ

二 大野緑朗 外二十八万六千九百三十五名

紹介議員 林田悠紀夫君

次の事項の実現のため、保育制度を堅持し、一層内容の充実を図らねばならない。

一、措置制度を堅持し、充実させること。

二、保育所職員の人材確保対策を推進すること。

三、多様な保育サービスを推進すること。

四、保護者負担を軽減すること。

第一〇五一号 平成四年十一月三十日受理

保育制度の堅持と充実に関する請願(二通)

請願者 東京都千代田区平河町二ノ一一ノ

二 西川全彦 外四万三千三百一

紹介議員 石井 一二君

この請願の趣旨は、第一〇五〇号と同じである。

第一〇五二号 平成四年十一月三十日受理

保育制度の堅持と充実に関する請願

請願者 東京都千代田区平河町二ノ一一ノ

二 森善大 外四万二千四百七十

紹介議員 大塚清次郎君

この請願の趣旨は、第一〇五〇号と同じである。

第一〇五三号 平成四年十一月三十日受理

保育制度の堅持と充実に関する請願

請願者 東京都千代田区平河町二ノ一一ノ

二 蒲池孝子 外二万四千四百四十八名

紹介議員 合馬 敬君

この請願の趣旨は、第一〇五〇号と同じである。

第一〇五四号 平成四年十一月三十日受理

保育制度の堅持と充実に関する請願

請願者 東京都千代田区平河町二ノ一一ノ

二 浜田幸房 外一万七千七百七十七

紹介議員 小野 清子君

この請願の趣旨は、第一〇五〇号と同じである。

第一〇五五号 平成四年十一月三十日受理

保育制度の堅持と充実に関する請願

請願者 東京都千代田区平河町二ノ一一ノ

二 砂走孝順 外七千九百八十九

紹介議員 斎掛 哲男君

この請願の趣旨は、第一〇五〇号と同じである。

第一〇五六号 平成四年十一月三十日受理
保育制度の堅持と充実に関する請願

請願者 東京都千代田区平河町二ノ一ノ二
二 和田邦夫 外九千二百六十七名

紹介議員 坂野 重信君
この請願の趣旨は、第一〇五〇号と同じである。

第一〇五七号 平成四年十一月三十日受理
保育制度の堅持と充実に関する請願

請願者 東京都千代田区平河町二ノ一ノ二
二 兼子盛 外一万五千四百六十六名

紹介議員 齋藤 文夫君
この請願の趣旨は、第一〇五〇号と同じである。

第一〇五八号 平成四年十一月三十日受理
保育制度の堅持と充実に関する請願

請願者 東京都千代田区平河町二ノ一ノ二
二 深谷賢了 外一万五千八百一十二名

紹介議員 沢田 一精君
この請願の趣旨は、第一〇五〇号と同じである。

第一〇五九号 平成四年十一月三十日受理
保育制度の堅持と充実に関する請願

請願者 東京都千代田区平河町二ノ一ノ二
二 中村久雄 外八千六百九十五名

紹介議員 椎名 素夫君
この請願の趣旨は、第一〇五〇号と同じである。

第一〇六〇号 平成四年十一月三十日受理
保育制度の堅持と充実に関する請願

請願者 東京都千代田区平河町二ノ一ノ二
二 山崎哲雄 外一万六千七百九十一名

紹介議員 永田 良雄君
この請願の趣旨は、第一〇五〇号と同じである。

第一〇六一号 平成四年十一月三十日受理
保育制度の堅持と充実に関する請願

請願者 東京都千代田区平河町二ノ一ノ二
二 塩見久男 外九千三百七十五名

紹介議員 松尾 官平君
この請願の趣旨は、第一〇五〇号と同じである。

第一〇六二号 平成四年十一月三十日受理
保育制度の堅持と充実に関する請願

請願者 東京都千代田区平河町二ノ一ノ二
二 加藤仁 外千七百八十八名

紹介議員 松浦 孝治君
この請願の趣旨は、第一〇五〇号と同じである。

第一〇六三号 平成四年十一月三十日受理
保育制度の堅持と充実に関する請願

請願者 東京都千代田区平河町二ノ一ノ二
二 大島和彦 外七千十三名

紹介議員 森山 眞弓君
この請願の趣旨は、第一〇五〇号と同じである。

第一〇六四号 平成四年十一月三十日受理
保育制度の堅持と充実に関する請願

請願者 東京都千代田区平河町二ノ一ノ二
二 関捨男 外一万三千六百九十六名

紹介議員 山崎 正昭君
この請願の趣旨は、第一〇五〇号と同じである。

第一〇六五号 平成四年十一月三十日受理
保育制度の堅持と充実に関する請願

請願者 東京都千代田区平河町二ノ一ノ二
二 村上章公 外三万四千四百九十四名

紹介議員 吉村剛太郎君
この請願の趣旨は、第一〇五〇号と同じである。

第一〇六六号 平成四年十一月三十日受理
保育制度の堅持と充実に関する請願(一通)

請願者 東京都千代田区平河町二ノ一ノ二
二 横井淳 外三万四千五百五十三名

紹介議員 吉川 博君
この請願の趣旨は、第一〇五〇号と同じである。

第一〇六七号 平成四年十一月三十日受理
小規模作業所等成人障害者対策に関する請願(十通)

請願者 東京都小平市小川町二ノ一、一五
九 黒田由美子 外一万名

紹介議員 大浜 方栄君
この請願の趣旨は、第一〇六七号と同じである。

第一〇七一号 平成四年十一月三十日受理
シベリア抑留死没者に関する請願

請願者 徳島市新蔵町一ノ八二ダイヤパ
ス五〇六 多田道義 外二百七十九名

紹介議員 林田修紀夫君
この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第一一二二号 平成四年十二月一日受理
保育の充実のための保育行政の改善等に関する請願

請願者 大阪府大正区南恩加島一ノ二ノ八
松本光子 外千三百七十一名

紹介議員 市川 正一君
この請願の趣旨は、第一〇四二号と同じである。

第一一二三号 平成四年十二月一日受理
保育の充実のための保育行政の改善等に関する請願

請願者 大阪府豊中市上野西四ノ八ノ二一
ノ七〇五 伊藤恵子 外千三百七十一名

紹介議員 有働 正治君

この請願の趣旨は、第一〇四二号と同じである。

第一一二四号 平成四年十二月一日受理
保育の充実のための保育行政の改善等に関する請願

請願者 大阪府守口市藤田町五ノ一四ノA
ノ三〇七 山本美子 外千三百七十一名

紹介議員 上田耕一郎君
この請願の趣旨は、第一〇四二号と同じである。

第一一二五号 平成四年十二月一日受理
保育の充実のための保育行政の改善等に関する請願

請願者 大阪府北区天満二ノ五ノ九ノ四〇
三 辻尾節子 外千三百七十一名

紹介議員 鶴澤 弘君
この請願の趣旨は、第一〇四二号と同じである。

第一一二六号 平成四年十二月一日受理
保育の充実のための保育行政の改善等に関する請願

請願者 福井県丹生郡織田町笠松 佐々木
広 外千三百七十一名

紹介議員 高崎 裕子君
この請願の趣旨は、第一〇四二号と同じである。

第一一二七号 平成四年十二月一日受理
保育の充実のための保育行政の改善等に関する請願

請願者 大阪府河内長野市大矢船中町一三
ノ六 中野由美子 外千三百七十一名

紹介議員 立木 洋君
この請願の趣旨は、第一〇四二号と同じである。

第一一二八号 平成四年十二月一日受理
保育の充実のための保育行政の改善等に関する請願

請願者 大阪市西淀川区花川一ノ一四ノ一
九 吉田とし江 外千三百七十一名

紹介議員 西山登紀子君

この請願の趣旨は、第一〇四二号と同じである。

第一一二九号 平成四年十二月一日受理

保育の充実のための保育行政の改善等に関する請願(一通)

請願者 兵庫県西宮市一ヶ谷町三ノ二上
野百合子 外二千三百七十一名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第一〇四二号と同じである。

第一一三〇号 平成四年十二月一日受理

保育の充実のための保育行政の改善等に関する請願

請願者 大阪府枚方市東中振二ノ二〇ノ一
ノ八二八 三好信男 外千三百七十一名

紹介議員 林 紀子君

この請願の趣旨は、第一〇四二号と同じである。

第一一三一号 平成四年十二月一日受理

保育の充実のための保育行政の改善等に関する請願

請願者 大阪府堺市茶山台二ノ三ノ五ノ三
〇四 前田利江 外千三百七十一名

紹介議員 吉岡 吉典君

この請願の趣旨は、第一〇四二号と同じである。

第一一二二号 平成四年十二月一日受理

保育の充実のための保育行政の改善等に関する請願(一通)

請願者 大阪市福島区大開三ノ四ノ二八ノ
三〇八 広瀬栄子 外二千三百七十二名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第一〇四二号と同じである。

第一一四九号 平成四年十二月一日受理

保育の充実のための保育行政の改善等に関する請願

請願者 東京都杉並区阿佐谷北三ノ三六ノ
二〇 上野さと子 外千名

紹介議員 堂本 暁子君

この請願の趣旨は、第一〇四二号と同じである。

第一一六二号 平成四年十二月一日受理

高齢者福祉・医療・年金の充実に関する請願

請願者 和歌山県日高郡南部川村谷口三五
六ノ二 上野ナカ子 外三千三百二十六名

紹介議員 市川 正一君

私たち女性達は安心して老後を暮らしたいと願っている。政府は「高齢化社会」が来ることを理由に挙げ、社会保障の国庫負担の削減を続けてきた。その結果、約六割の年金生活者は月三万円前後で生活しなければならず、特に老人保健法や医療法の「改正」によって、退院を余儀なくされるなど、高齢者の生活実態はますます深刻になっている。また、高齢者の多くは入れ歯を必要としている。入れ歯は体の一部であり、「噛(か)める、話せる、笑える入れ歯」を健康保険で、との要求は当然のものである。政府は「生活大国」を全面に打ち出している。今こそ軍事費を削って、暮らしや福祉を充実させるよう求める。ついては、次の事項について実現を図らねばならない。

一、だれもが健康保険で良い入れ歯ができるよう、診療報酬を早期に改善すること。

二、年金の支給開始年齢六十五歳への引き延ばしをやめ、すべての国民が掛け金なしで、性別を始め、あらゆる差別なく受けられる「最低保障の年金制度」を創設すること。

三、国民健康保険への国庫負担を四十五%に戻すこと。

四、老人医療無料制度を復活し、高齢者を医療

から締め出す老人医療の診療報酬の仕組みを改善すること。

五、特別養護老人ホームやホームヘルパー、デイケア、ショートステイなどを大幅に増やすこと。

第一一六三号 平成四年十二月一日受理

高齢者福祉・医療・年金の充実に関する請願

請願者 佐賀県唐津市東菜畑三、八四二
原康雄 外三千三百二十六名

紹介議員 有働 正治君

この請願の趣旨は、第一一六二号と同じである。

第一一六四号 平成四年十二月一日受理

高齢者福祉・医療・年金の充実に関する請願

請願者 名古屋守山区小幡大坪五五ノ五
福田正隆 外三千三百二十六名

紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第一一六二号と同じである。

第一一六五号 平成四年十二月一日受理

高齢者福祉・医療・年金の充実に関する請願

請願者 千葉市花見川区作新台六ノ一〇ノ
一ノ二〇一 斎田政夫 外三千三百二十六名

紹介議員 藤澤 弘君

この請願の趣旨は、第一一六二号と同じである。

第一一六六号 平成四年十二月一日受理

高齢者福祉・医療・年金の充実に関する請願

請願者 札幌市豊平区月寒東四条一七ノ六
ノ一五 岩本末男 外三千三百二十六名

紹介議員 高崎 裕子君

この請願の趣旨は、第一一六二号と同じである。

後藤義昭 外三千三百二十六名
紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第一一六二号と同じである。

第一一六八号 平成四年十二月一日受理

高齢者福祉・医療・年金の充実に関する請願

請願者 岐阜県高山市森下町二ノ一〇二
高山明美 外三千三百二十六名

紹介議員 西山登紀子君

この請願の趣旨は、第一一六二号と同じである。

第一一六九号 平成四年十二月一日受理

高齢者福祉・医療・年金の充実に関する請願

請願者 滋賀県長浜市新庄中町九ノ二
渡辺直子 外三千三百二十五名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第一一六二号と同じである。

第一一七〇号 平成四年十二月一日受理

高齢者福祉・医療・年金の充実に関する請願

請願者 高知県安芸市本町四ノ一〇ノ二三
須賀秀子 外三千三百二十五名

紹介議員 林 紀子君

この請願の趣旨は、第一一六二号と同じである。

第一一七一号 平成四年十二月一日受理

高齢者福祉・医療・年金の充実に関する請願

請願者 島根県出雲市上島町四一四 金山
奈穂子 外三千三百二十五名

紹介議員 吉岡 吉典君

この請願の趣旨は、第一一六二号と同じである。

第一一七三号 平成四年十二月一日受理
小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願
請願者 神奈川県横須賀市丹倉町七六九
海原勝彦 外千名

紹介議員 千葉 景子君
この請願の趣旨は、第一一六七号と同じである。

第一一八〇号 平成四年十二月一日受理
大学院生のための国民年金保険料免除特別制度の
創設と現行の免除制度の見直しに関する請願
請願者 札幌市北区北三十四条西八丁目三
十四条ハウス一七 今井直樹 外
百八名

紹介議員 西山登紀子君

平成三年四月より学生・大学院生の国民年金への
加入が義務付けられた。こうした国民年金法の改
正に伴って、私たち大学院生も保険料を月々九千
七百元、年額にして十一万六千四百円を支払わな
ければならない。この負担は、経済的に余裕のない
院生にとっては過大なものと言わねばならない。
私たちは経済負担能力の乏しい大学院生につ
いては原則として保険料を免除し、しかも障害者
基礎年金を含めた年金権を保障する「大学院生国
民年金保険料免除特別制度」の創設を求めている。
また、私たちは現在の切実な緊急課題として、「免
除基準」につき修正を求めている。厚生省の院生
に対する現行の免除制度は、(一)学生本人に所得
税が課税されているときは、免除としない、(二)
学生本人に所得税が課税されていないときは、親
元の地方税上の所得額に応じて免除の適否を決め
る、というものである。しかし、私たちは、以下の
理由から、この「免除基準」が実情に合わない不当
なものであり修正が必要だと考える。第一に、大
学院生の中には所得税を課税されている者もいる
が、それは即座に経済的に余裕のある生活をして
いることを意味するものではなく、高額の授業料
研究・生活費を賄うためにアルバイトをしてでも
収入を確保しなければならぬ結果である。特に、

奨学金を貸与されない院生の場合、総収入は奨学
生よりも少ないにもかかわらず、所得税を課税さ
れる。こうした現状を踏まえ、所得税を課せら
れた院生を「高収入」とみなして「免除申請」から
除外するのは全く不当であると言わざるを得ない。
被課税の院生も免除申請することができるとい
う、現行の免除基準を修正することが必要である。
第二に、大学院生のほとんどは親元とは別に独立
した家計を営んでいるのが実情である。親からの
仕送りさえ受けていない院生が親元の所得額によ
り、免除の適否を判断されるのは全く実情に合致
していない。本人の生計を基準に免除の適否が審
査されるよう、現行の基準を修正すべきである。
ついで、次の事項について実現を図りたい。

一、大学院生の年金権を保障するため、以下の
内容を持つ「大学院生国民年金保険料免除特
別制度」を創設すること。

1 原則としてすべての大学院生に対し、在
学期間中の保険料を免除すること。

2 保険料を免除した場合でも、各種年金受
給に關して差別を設けないこと。

3 国民年金に加入した大学院生すべてに、
保険料納入の別にかかわらず障害者基礎年
金を保障すること。

二、当面緊急に大学院生の生活実態に見合う適
正な免除基準を設けること。
所得税を納入する大学院生も免除を申請で
きるようにし、適正に審査すること。本人の
生計を基礎として適切な免除基準を設定する
こと。

第一一八六号 平成四年十二月一日受理
学童保育の制度化と地域の条件整備に関する請願
請願者 大阪府阪南市鳥取八七ノ四二一
坂原利満 外二千五百六十九名

紹介議員 市川 正一君

子供の成長、発達にとって、学校や家庭とともに
大切な役割を担っている地域は、「学校五日制」の
実施によって、その役割がますます大きくなって

いる。特に、まだ週休二日制となっていない働く
父母にとって、完全週休二日制の実施、学校での
教育課程や学習指導要領の見直しとともに、地域
の条件整備は切実な願いである。私たち母親は、
「学校五日制」が、子供たちの豊かな成長に欠かせ
ない本物の「ゆとり」と、地域での自主的な活動を
保障するものとなるよう心から願う。ついで、
次の事項について実現を図りたい。

一、必要とするすべての子供が、安心して充実
した放課後・学校休業日を過ごせるように、
学童保育の制度をつくること。

二、「学校五日制」に対応できるように、学童保
育の施設の拡充と指導員の配置を行うこと。

三、児童館、文化・スポーツセンター、障害児
施設などを拡充し、指導員、専門家を確保す
ること。

第一一八七号 平成四年十二月一日受理
学童保育の制度化と地域の条件整備に関する請願
請願者 北九州市小倉北区篠崎五ノ一六ノ
二ノ一二一 松村千巳 外二千
五百六十九名

紹介議員 有働 正治君
この請願の趣旨は、第一一八六号と同じである。

第一一八八号 平成四年十二月一日受理
学童保育の制度化と地域の条件整備に関する請願
請願者 東京都目黒区東が丘一ノ一六ノ三
中島峰子 外二千五百六十九名

紹介議員 上田耕一郎君
この請願の趣旨は、第一一八六号と同じである。

第一一八九号 平成四年十二月一日受理
学童保育の制度化と地域の条件整備に関する請願
請願者 静岡県清水市庵原町五九五ノ一〇
西ヶ谷基二 外二千五百六十九名

紹介議員 藤澤 弘君
この請願の趣旨は、第一一八六号と同じである。

第一一九〇号 平成四年十二月一日受理
学童保育の制度化と地域の条件整備に関する請願
請願者 岐阜県中津川市中津川二、四二一
ノ一七 横道正市 外二千五百六
十九名

紹介議員 高崎 裕子君
この請願の趣旨は、第一一八六号と同じである。

第一一九一号 平成四年十二月一日受理
学童保育の制度化と地域の条件整備に関する請願
請願者 石川県金沢市野田町チノ一四六
寺中富士子 外二千五百六十九名

紹介議員 立木 洋君
この請願の趣旨は、第一一八六号と同じである。

第一一九二号 平成四年十二月一日受理
学童保育の制度化と地域の条件整備に関する請願
請願者 京都府亀岡市宮前町富川 西田勇
外二千五百六十九名

紹介議員 西山登紀子君
この請願の趣旨は、第一一八六号と同じである。

第一一九三号 平成四年十二月一日受理
学童保育の制度化と地域の条件整備に関する請願
請願者 奈良市大宮町五ノ一ノ三 木下栄
子 外二千五百六十九名

紹介議員 橋本 敦君
この請願の趣旨は、第一一八六号と同じである。

第一一九四号 平成四年十二月一日受理
学童保育の制度化と地域の条件整備に関する請願
請願者 鳥取市立川町六ノ一六九 富谷行
夫 外二千五百六十九名

紹介議員 林 紀子君
この請願の趣旨は、第一一八六号と同じである。

第一一九五号 平成四年十二月一日受理
学童保育の制度化と地域の条件整備に関する請願
請願者 神奈川県中郡二宮町山西四五四

紹介議員 内海愛子 外二千五百六十九名
吉岡 吉典君
この請願の趣旨は、第一一八六号と同じである。

第一一九六号 平成四年十二月一日受理
学童保育の制度化と地域の条件整備に関する請願

請願者 川崎市高津区北見方一五ノ二〇七
山本恵 外二千五百六十八名

紹介議員 吉川 春子君
この請願の趣旨は、第一一八六号と同じである。

第一二〇〇号 平成四年十二月一日受理
保育の充実のための保育行政の改善等に関する請願

請願者 北海道苫小牧市錦岡五七三ノ一八
荒川正義 外九百九十九名

紹介議員 武田邦太郎君
この請願の趣旨は、第一〇四二号と同じである。

第一二〇一号 平成四年十二月一日受理
保育の充実のための保育行政の改善等に関する請願

請願者 横浜市鶴見区上末吉一ノ一四ノ一
六 新井鈴子 外九百九十九名

紹介議員 庄司 中君
この請願の趣旨は、第一〇四二号と同じである。

第一二三六号 平成四年十二月一日受理
保育の充実のための保育行政の改善等に関する請願

請願者 静岡県藤枝市志太二ノ一二ノ八
森大介 外九百九十九名

紹介議員 荒木 清寛君
この請願の趣旨は、第一〇四二号と同じである。

第一二四九号 平成四年十二月一日受理
保育の充実のための保育行政の改善等に関する請願

請願者 静岡市昭府一ノ一九ノ一七ノ五

紹介議員 白鳥勝美 外九百九十九名
野沢 太三君
この請願の趣旨は、第一〇四二号と同じである。

第一二五〇号 平成四年十二月一日受理
保育の充実のための保育行政の改善等に関する請願

請願者 大阪府岸和田市小松里町一、一九
九ノ二五 岡英男 外九百九十九名

紹介議員 大木 浩君
この請願の趣旨は、第一〇四二号と同じである。

第一二五四号 平成四年十二月一日受理
保育の充実のための保育行政の改善等に関する請願

請願者 静岡市大谷四、一四二 佐藤和子
外千九十三名

紹介議員 田辺・哲夫君
この請願の趣旨は、第一〇四二号と同じである。